

平成20年第4回足寄町議会
予算審査特別委員会(第1号)

平成20年12月10日(水曜日)

出席委員(14名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君

欠席委員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	星野喜美男君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	藤原茂君
住民課長	大竹口暁己君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	中鉢武美君
会計管理者	堀井昭治君
国民健康保険病院事務長	高田安春君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	村尾誠一君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

午前10時26分 開会

臨時委員長の紹介

議会事務局長（村尾誠一君） 委員長が互選されるまでの間は、委員会条例第9条第2項の規定によりまして菊地一將委員がその職務に当たりますので、御紹介申し上げます。

開会宣告

臨時委員長（菊地一將君） これより、予算審査特別委員会を開きます。

委員長が決まるまで、私が議事を進めさせていただきます。

委員長の互選

臨時委員長（菊地一將君） 委員長の互選を行います。いかような方法で決めますか、お諮りをいたします。

（「指名推選」と呼ぶ者あり）

臨時委員長（菊地一將君） 指名推選という声がございますけれども、他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）」

臨時委員長（菊地一將君） なしと認めます。

委員長の推選を行います。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 谷口委員。

臨時委員長（菊地一將君） 谷口二郎委員との発言がありましたが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時委員長（菊地一將君） 異議なしと認め、谷口二郎委員を委員長とすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

委員長（谷口二郎君） それでは、休憩を閉じ、委員会を再開をいたします。

副委員長の互選

委員長（谷口二郎君） これから、副委員長の互選を行います。いかような方法で決めますか、お諮りをいたします。

（「委員長指名」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） ただいま委員長指名の発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 異議なしと認め、私の方から指名することにいたします。

島田委員を指名をいたします。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 異議なしと認め、副委員長に島田委員が決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

委員長（谷口二郎君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

開議宣告

委員長（谷口二郎君） これより、予算審査特別委員会を開催をいたします。

本委員会におきましては、委員会条例第17条により、傍聴を許可することといたします。

議案第98号

委員長（谷口二郎君） まず14ページ、議案第98号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明がありましたので、これから、質疑に入ります。

22ページ、歳出から行います。目で進めてまいります。議会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 一般管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 基金積立金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 会計管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(谷口二郎君) 財政管理費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(谷口二郎君) 文書広報費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(谷口二郎君) 交通安全対策費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(谷口二郎君) 財産管理費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(谷口二郎君) 車両管理費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(谷口二郎君) 自治振興費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(谷口二郎君) 企画振興費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(谷口二郎君) 行政情報管理費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(谷口二郎君) あしよる銀河ホール21管理費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(谷口二郎君) 町史編さん費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(谷口二郎君) 銀河線跡地整備費。

4番 井脇昌美君。

4番(井脇昌美君) ここで鉄橋の工事費が約8,400万ほど、特定財源の中で内訳として整理されておりますけれども、たしかこれにかかわっている副町長さんだと思っておりますけど、まずこの撤去の事業の執行方法をちょっとどのような方法でやるのか、まずこれ大事なところですからお聞きしたいんですけど、ちょっとお答えください。

委員長(谷口二郎君) 副町長、答弁。

副町長(田中幸壽君) お答えをいたします。

銀河線鉄道施設の撤去の関係でありますけれども、土現管理の河川に旧ふるさと銀河線の鉄橋が13橋ございます。それで土現との協議でありますけれども、今、河川改修をやっておりますので、3年以内に撤去をするといったことで事業を調整をしているところ

でありまして、今年度、今回予算に計上した鉄橋数は4橋であります。

これは資料の方にもついているかと思えますけれども、あと次年度以降も申し上げれば、来年度21年度に4橋、それから22年に5橋ということで、合わせて13橋撤去をするということでございます。

大体3年で分割をしたんですけれども、これは土現の河川改修の進捗状況もありますけれども、どちらかというお金、工事費を3分割したといったことで3年計画としているところであります。

内容についてでありますけれども、基本的に、河川の場合は川の中にも入って撤去をしなければいけません、工事をしなければいけませんので、河川の水位の下がる冬期間といったことで、これも河川管理者であります土現と協議の結果、冬期施工という形になっております。

さらに、大きな重車両が入っての撤去になりますので、凍結していた方が、凍上の関係もあって、何かと架設費的にはその方が費用が安いといったこともあって、冬期施工となって今回の計上になっているところであります。

従来、鉄橋の場合は鉄げたですから、そういった面では発生材の鉄の処分をどうするかということで、この間のレール、それから電線等々もいろいろな部分で御協議をいただきましたけれども、今回は価格的にはかなり低迷をしているということでありまして、全体撤去が3年後になるということで、その発生材の鉄に関しては、一時堆積をして、その3年間の中で市場価格の一番高いときに売れば一番いいんでしょうけれども、そういった事業完了年度までに、そういった市場の問題等々もありますので、どこかの時点でということは明らかにできませんけれども、売買をしたいといったことで、とりあえず今回は一時堆積をするといったことで考えているところであります。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） そのことのこれだけの鋼材、鋼鉄が下落している中で、この事業が当該年度でどうしても整理しなければいけないのかということも実はお聞きもしたかったですけれども、副町長さんも本当に人柄がいい人ですから、地元の足寄の土建事業体の人らといろんな話の中で、全事業みたいに、分離されるんじゃないでこれ一括で、当然、費用のことをちらっと触れてましたけれども、一括でこれ一応含んだ中で整理事業として進めるような方法を考えているんですか。

それとも分離した中で、冬期間の土建屋さんの事業のあれも含みながら、お聞きしながら進めているのか、それとも一括した中で入札にかけてこの撤去の方法をとるのか、分離するのか、それも一番ポイントだと思うんですけどね、それはどう考えているんですかね。

委員長（谷口二郎君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 今年度4橋ということをお申し上げましたけれども、1橋については佐野川、町の中の佐野川にかかっている小さな橋でございますので、その部分は大きな撤去部分と合算をして、3分割にして発注をしたいというふうに考えているところであります。

その一括という意味が売り払いも含めてであるとすれば、先ほど申し上げましたように、鉄の部分の廃材については堆積をすることで、同じ場所に3橋分それぞれ堆積をしたいというふうに考えているところであります。

委員長（谷口二郎君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 私もその辺なんですけどね、私があれしてるのは、今年度中に整理されるのかということをお聞きしたかったところが、3年間の猶予の中で鋼鉄の処分も堆積をしておいて考えてみたいと、そのこと

がこれから先行き鉄鋼の関係の市況というんですか、これはチャートの上がったり下がったりはするわけですがけれども、そのことが一括されて今整理されるのが、この鋼鉄の評価としても、やむを得なくこれは今の現時点の評価としてされた後にすべて一括してやるのか、それとも分離した中で、鉄だけを鋼材を置いといて、その中の試算というのもしたことありますか。今、一括して全部整理、この鋼鉄の安いのをわかっていながらも、それを整理するというのも含めてですね。

委員長（谷口二郎君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

具体的な試算というのは、鋼材スクラップ価格の単価比較は当然しているところであります。今、最新なのかどうかちょっと、11月末の鋼材スクラップ単価というのは、約、高いところでも2万円ぐらいであります。

ただ、これがことし私ども鉄道を処分をしたときには4万から5万ということで、そういった比較でいけば、やっぱり圧倒的に今価格的には下がっているわけですから、今現在の価格でことしの冬、来春ですね、年明け工事が始まりますけれども、そこで処分することが、結果としてはその単価比較だけで損をするといえますか、売り払いした場合には損をするというようなことの比較はしているところであります。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今、ただいま審議の対象になっている銀河線の整備費の関係ですけれども、今これ質疑を黙って聞いておりました。それから今の鉄の価格に伴って一時待機、わかりました。そうですね。

あと、もう一つわからないのは、わからないのは工法ですよね、ピアの工法。それから今提案になっている予算の内訳がどういうこ

とで、例えば鉄橋が従来のように枕木とレールと一括発注、これ一番わかりやすいんですよ、我々審議する立場で。今聞きますと、鉄橋は一時保管していくんだと、鉄価格がもう2分の1ぐらいになってると、トン2万だと、それも選択肢としてわからんわけではないんですね。

ただ僕ね、一つ、過日、9番議員の質疑の中で電気関係のことありましたね。本別町が、足寄町になって、分離発注をしないで一括発注したじゃないかと、何でしなかったんだと。結果として持ち出しが出たじゃないかと、マイナスになったじゃないかと、こういう議論が出てくるんですね。

これはやっぱり結果オーライということもあるし、なかなか相場ものに公共団体が対処するときに、私は非常に難しいことだなと常々思ってるんですよ。

一番顕著な例は、今、金融危機があってね、例えば年金の資金運用、1兆何千億もマイナス出るわけでしょう。黙って年金だけ集めておいたって、利回りを一定の利回りないと、今度、年金受給者に支給できないんです。これはすべて金融機関も生命保険会社もみんな同じですよ。

その場合、今度公共団体の場合、例えば農林中金あたりの例見ても、あれだけの利回りで相当の欠損金出てるんですよ。したがって、今どうなるかわかりませんが、公的資金注入はしないんでないかという話も出るくらいですよ。

それと同時に、今度公共団体の方へ話もとに戻しますと、公共団体の場合は、やっぱり結果オーライということもあるんですけども、これが非常に難しいなと。だから3年分割、この量からいったって、1年でだってやれんことないですよ。

要するに、河川改良に伴って、道河川の場合の事業進捗状況に合わせた形の中で、ピアは撤去することですからね、そしたら何もあえてことし何だかんだやらなきゃならんという義務的な年限は全くないわけですよ。

時期については、副町長のおっしゃってるとおり、やはり水の中にあるという現況の客観的状况からいって、やはり水の量の少ない冬期間、これはベストでしょう。通行の問題もまたありますでしょうね、耕作地もろもろ含めての。もろもろ客観的にはそれは了とするんですけどね、ただ、問題とするのは、やっぱりこういう価格物扱うときの留意点ですよ。

それはやっぱり結果的にことし2万円になった、来年また1万になって、3年目になったら全然引き取り手なかったなんて、逆にごみと同様、生ごみなら、きのうの論議のようにまだまだ付加価値高めれるんですけど、埋立ごみなんていうのはもうどうもなりませんよね、それと同様だなって、逆にお金つけてね、そういうことになることは、やっぱり今のうちに予見し得れないことですよ、だけど、現実問題として。

だから、現状の中で今答弁あったようなことで了としますけど、ただ問題は、しからば、それじゃあ一定の数量というものがどのぐらい見込めて、そして今予算提案なっているこの8,000万強の予算提案というものが、我々はどのようにこれを議決するのに受けとめていいのか、ちょっとわからないんですよ。

それと同時に、もう一つは、工法がどんな工法なのかと。例えば昔よく爆破した経過もありますね、ああいう種のものね。恐らくそんな方法で、削岩機でがらがらやるのかな、それなら高くつくだろうなと、いろんなあの種のもの解体をしたときの状況を、いろんなニュース等で見て私なりにイメージしてるんですよ。それによって工費はどのように比較になって違うのかということの比較はやったのかどうかという、その辺ちょっとお示しをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（谷口二郎君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 工事の具体的な内容については、私も熟知しておりませんけれ

ども、私が聞いているのは、この鉄橋の解体に当たって、銀河線の会社の方で試算をしています。

当然、会社として経費負担を相当額を持つわけですから、そのときにいろいろ土木現業所等々と協議をして、最終的に出された数字というのがございまして、私どもの担当者としても、それをベースにしてやっているというのが実態であります。

どういった工法かというのは、当然僕が聞いているのは、機械的というか、機械解体で削岩機で壊すんですけども、その場合、河川の中に散らばすということは、これまた河川上認められませんが、川を一時的に切りかえて半分半分になるうと思えますけれども、そういった形で、その工法的には土木現業所との協議の上でそういった工法を選択をしているということで、一般的によくあるように安い工法が選択肢としては何点かあるんだと思えますけれども、その選択は私どもにないと。

ないというのは、河川管理者である土木現業所の方の意向もあって、やっぱり限られてくるんだということで理解をしているところでありますので、御理解願いたいと思います。

それで、鉄の価格になりますけれども、今、資料が来ましたけれども、会社の方から、この橋の部分についての鉄の売り払いに伴う積算価格というのは約300万円程度になっています。

以上です。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私ね、こういう場所でこういう表現するの適切かどうかわかりませんが、会社も解散をいたしました関係で、差しさわりのないかなということと言わせていただきますと、当初の銀河線鉄道会社の積算が、私はずさんという言葉は使いませんが、アバウトだったなと。

この結果は、従来まで済んだやつでも実証

済みですよ。枕木と鉄道入れて、実証済みですよ。そういう意味ではアバウトだったかなという思いしてますね。

ただ、株主なんかは当然、私も5万円だったかな、出資して当然同額は振り込まれましたけど、ただ、今、足寄町がもう足寄町に財産権が移り、足寄町に処分権が移り、あとはもうすべて足寄町の、その当該構成それぞれの町で自由にできるんだよ、フリーハンドなんですよ。そのときに今議会で8,392万ですか、提案して、同額基金に取り崩してそれでこの工事費で対応するわけですけど、今の副町長の答弁では、僕、ちょっとあなたらしくないなと。

あなたらしくないなというのはね、通常、今までの銀河線鉄道における財産権移った処分の状況を客観的に直視したときに、前段申し上げたような事実が明らかだから、そうすると、例えば一つ鉄の部分が300万しか試算してないんだと、試算300万というのは、今の残り13橋を300万とおっしゃってるのか、3橋を言ってるんですか、今その300万とおっしゃってるのかね、その価格設定が2万円なのか、従来の高いときの4万円で会社が処分してみたのか、その辺はわかりませんが、いずれにしても、私はやっぱりこの辺の足寄町に移ったら、河川との協議というのは、工事に当たっての事業展開上の河川法に基づく一定の事業制約を言ってるんであって、工法まで、事業なる工法まで義務づけどうのこうのってクレームつけてるはずないんですよ。

だから、何ほかの選択肢の中で何が一番安い、これ以上の選択肢が、今積算された財産を引き受ける前の銀河鉄道、高原鉄道の会社から引き受けた積算の工法しかないとは思えないんですよ。思えないんですよ。それは既に終わったものも含めて、意外とアバウトだったなということが実証されてますしね、当初から議会に報告あってみた時点から、そんな数字で何なのという感じしました。

しかしながら、当該公共団体の議会の一員として、町のプラスになる、そんなこと力説するのがナンセンスだから今まで申し上げませんでしたけど、もう財産は移ったわけですから、特に選択肢ですよ、やっぱり、明確にね。

3年分離というのは、今、鉄の価格の鉄材処分がこういう状況だから3年分離なのかね、3年間に分離してやるのか、それとも、そうではないんだということで3年に分割するのか。恐らく鉄価格の問題で3年分割ですね、先ほどの答弁聞いたら。そうではなくて、鉄が安かろうと高かろうと、3年分割してやるというその問題は何がそうせるのか、そしたら答弁してみてください、そしたら。

委員長（谷口二郎君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 先ほども申し上げましたけれども、この分割というのは、土現にかかっている河川にある橋が13橋ということでございます。

ただ、一般の普通河川の部分については、まだほかにもあって、町河川ですから、そういった面では5年以内に、銀河線との解散時の申し合わせのとおり5年以内にすべて撤去をするということで、3年以内というのは、土木現業所と私ども今河川改修をお願いしているところであって、それに伴って3年以内にはすべて撤去をしていただきたいというようなことで、3年以内ということでありませぬ。

3年以内に、じゃあ橋を何橋ずつ壊すのはどうして決めたかということ、3分割をしたといったことで先ほど御答弁申し上げたところであります。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 土現との関係は、3年以内だから1年だって構わないんでしょう、3年以内ということは。3年以内というのは、一定のタイムリミットの幅を示してるだけでしょう。だから客観的に、3年分割するというのは土現が言って3年以内、3年分

割してやれという指示して、そういう指示を受けてるわけでないんでしょ、要するに。3年以内と言ってるんだから。

3年以内だったら、少なくとも1年も入るわけですから。だからそれだったら、別に客観的なあんたさっき言った答弁の理由にならないから、それで僕、めり張りつけて再度お尋ねしてるんですよ。だからね、何でそしたら1年でできなかったんですかということの理由をめり張りつけてくださいと言ってるんです。

それは土現が3年以内にやってくださいということは、3年間の中にやらんと、河川の改修等の支障あるからそれだけやってくださいねと言われてるだけで、私はやっぱりこの今の工事費そのものはね、せっかく町の財産になったから、少しでもやっぱり、財政の厳しい折だからね、町にやっぱり留保する資産が、資金として基金として残る量が多けりゃ多いほどいいんですよ、パイが多けりゃ。

そういう意味合いで申し上げてるんで、そのためには、入りもなかなか出れないんなら、出ることを制しなきゃならんと、そうすると一定の工法のいろんな手法も選択した上であってしかるべきでないですかと、こういうことを申し上げてる。

そしたら、いや、そういうことはあるかもしれませぬけど、一応私ども今議会で御提案申し上げた8,392万強の予算等の工事のあり方については、高原鉄道の試算したその工法でやるんですと、こういうふうに答弁するもんですから、もうちょっとやっぱり研究の余地ありませんかということをお願いしてるの、まず工法のあり方が一つね。

それから、河川上の問題で、川を出して河川法の絡みの中で川を迂回したら、これは例えば橋梁建設のときは当たり前です、橋梁建設です。今回撤去ですけど、ピアのね。これはごく当たり前の話で、そんなこと別に御説明いただかなくてもそのとおりなんですけどさ、問題は撤去の手法ですよ。これ以上やっぱり安価で、安価というのは安い

価格と書いて安価ね、そういうことでできないのかなということをおし上げてるのさ。

今、答弁いただいたら、いや、現段階では、高原鉄道のそういう試算に基づいてしか今のところ考えてないと答弁されるもんですから、もう一度再検討してはいかがなものでしょうかと。基本理念はチープガバメントですよ。そういうことをおし上げてるの、再三再四。

それからもう一つは、鉄の関係については300万、3橋、今回の分だけということわかりますけど、これはなかなか難しいと思うんですよ、やっぱり。先ほどおし上げた結果オーライだから、それを3年後に立って、あのときやっていたら、あるいは3年後にやれば10倍になったなんて言われたら、これはだからその辺はやっぱりなかなか難しい選択肢だなと。

私、この間の9番議員の本別町方式の話を承ってね、ただ、うがった見方をすると、地元発注、地元発注という余りに、その分だけ特別にそういうことによってそれ以上な町にマイナスをもたらすことは、決して町民全体の利益としては好ましいことではないんですよ。そういう意味合いを我々は一つやっぱりきちとした理念を持たざるを得ないもんですからね、あえてこういう質疑をさせていただいてるんです。この辺はひとつ御理解いただきたいと思うんですね。その辺はどうですかね。

委員長（谷口二郎君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 3年以内の部分については、議員おっしゃるとおりでありまして、ことし13橋壊せればよかったんでないかということで、それをなぜ分割したかともう少しおし上げれば、冬期間にやるということでは、議員も理解をさせていただきましたけれども、それで冬期間にやるということになれば、3ヵ月しかないわけであって、この中で13橋をすべてが壊せるかということ、なかなか厳しいものがあると。

そういった部分では、議員もおっしゃってまずように地元業界に対する配慮じゃないかという、直接的にはそういうことはおしっておりませんが、当然、私ども行政の立場でいけば、地元でできる部分は地元でお願いをしたいといった部分では、よそから業者が来なければできないほどの数を発注することはないんでないかと。

やっぱり地元の中で一定の整理ができるのであれば、まして土現が3年でいいと言うのであれば、3年に分割するということは決して間違っていないというふうに理解をしているところであります。

それともう一つ、この間の売り払い等々について、一括発注、分離発注でいくとそのようにいろいろな差が出たと、それは議員のおっしゃるとおりでありまして、それでやっぱり僕は、その中でそういったウエートが大きかったのは、やっぱり価格差、発生材の枕木であったりレールの処分代金の価格差で、結果として、高く売れた売れないということが結果として出てきたんだというふうに思っています。

工事費的には、レール・枕木を撤去するのが例えば2,000円で発注するだとかという、工事費的にはそんなに大きな差はないというふうに私どもは理解をしています。

それで、今回ふるさと銀河線の会社が積算をした部分で計算をしているということをおし上げましたけれども、何度もおし上げるかもしれませんが、これは当時の鉄道会社と河川管理者である土現との協議をして工法を決定をしているといった前提に基づいてやっていることであって、そういった部分での選択肢はないということは何回もおし上げているところであります。

ただ、議員の言うように爆破とか、もうちょっと工法的にはあるのかもしれないんですが、確かにその辺になると、私もそういった工事、技術的な問題については理解をしておりませんので、今後いろんな部分でまた勉強させていただきまして、それで河川管理者

がオーケーが出るような工法があるんだとすれば、そういった部分を検討してまいりたいというふうに思っているところであります。以上で御理解願いたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 通常こういう町村が言うときは、道の上級官庁の許可問題とか、そういう事情を前面に出すお話が多いんですけどね、私はやっぱりもう時代がここまで来たらね、それじゃあ、そうなったら道が全部河川管理者がマイナス分負担してくれるのだったら、そういうこと全くないわけですから、河川法上の一定の管理者としての最小限度のことでないかと私は思うんですよ。まずそのことはよろしいです。

私はね、一番残念なのはさ、今ここの議会で基金を崩して予算提案しててさ、まだ方法はあるかもしれませんがということと言われると、ちょっと戸惑いを感じるんですよ。

8番議員が何と言おうと、現状の今の工法でもってやる方法が我が国ではないと言うんなら話は別ですけどさ、それまで言い切るんなら、私も全くそういう門外漢の人間が理論を数多く言って質疑をするつもり全くないんですけどさ、僕はやっぱりそうではないと思うのね、やっぱり。

そういうことでもって財産引き受けているけども、河川管理者との協議はこのとおりですと、しかし、工法としてはこうですけども、今提案してるのは、3工法ぐらいピア解体等撤去について私ども視野に入れてると、どの工法で選択して執行するか等については、いずれにしてもただいま御提案をしている基金取り崩し8,392万強の予算をもって執行させていただきますんで御理解いただきますと言うんなら、私はもうそれ以上、そこで3方法を知らしめて、どこでどういうふうに違うなんて、それまで私は言うつもりないですよ。

それまで言うつもりはない。私に対して事前研修もありませんので。ただ、私は耳学

問、目の学問、自分の見聞の中でそういう種のもの、工事をただ承知してるにすぎないわけですから、私はやっぱり提案するからには、そのぐらいのことあってしかるべきなのかなと思うんですよ。私はこれ以上、工法については申し上げません。

それから、誤解を招くといけませんから、私はその工法が、仮に当該公共団体内の土建業者ができないことを意図して、そういう難しい工法を何か視野に入れてね、そういうことは全然念頭に全くないんですよ。純粹にこの予算を質疑するという、審議して議決するという立場の中で申し上げているわけですから、その辺は誤解ないように私はさせていただきたいもんだなと。

例えば、従来からあって黒部ダムとか、いろんな映画化、あれは石原裕次郎でしたか、主演ね、いろんな形で当時ずっときて開発行為がそういう基盤整備がなって、そういう事業たくさんあるんですよ、枚挙にいとまない。

あんなピア解体なんていうのは、もうちょろい話ですよ、正直言って。だからそういう意味からいって、私はやっぱり公の議会でこういう基金まで崩して、基金まで崩してで、特定財源だから当たり前の話なんですけど、当たり前の話なんですけどね、やっぱりやるからにはそのぐらいやっぱりきちっと知らしめていただきたいなと。

それともう一つ、この辺については再度お尋ねしませんから、答弁の限界ということもありますよね、その辺、私も承知しておりますから、それは.....。

ただ、もう一つ、もう1点さらにお尋ねしたいのはね、足寄町の業界で地元発注で、これ経済の循環性からいって私は異論は申し上げません。けども、このボリュームしか、これ今8,392万、この程度の工事の規模、3ヵ月間でこのぐらいの工事しかこなし得るような状況にないとは私は思えないんですけどね、先ほどの副町長の答弁だと、大体期間が3ヵ月想定すると、そうすると大体自

町内を視野に入れて、これは町長も日ごろ経済の循環、私も議論は全くありませんよ。だけど、それはあくまでも町民全体のことを考えて適正な執行のあり方ですよ、問題は。適正な工事費であつたり、適正なやっぱり工事手法であつたりするんですよ。

だけど先ほどの答弁聞いたら、いやいや、自町内を視野に入れたら、大体3カ月の工期でいくと、このぐらいでないといよ所に発注、よその町にね、町外に発注しないと事業量がこなせないんだというようなそういうお話の答弁でしたけど、私はそう思えないんですけど、それはそうだとすればやむを得ないんですけど、この辺ちょっと確認をしておきたい。

それともう1点、今回の予算提案、恐らく今の撤去分、今、高原鉄道300万、これ1カ所やると、想定したら上利別の学校跡地かなどかな、いろいろ想定しますけどね、距離的な場所からいって、その場合の輸送費とかなんとかね、それもろもろを含めてその辺のことについては、当然もちろん聞くに及ばずでしょうけど、8,392万の今回予算提案の中で工事一体の中で運送費がかかりますよね、運送費がかかりますね。そういうことを当然お考えなんだろうなということを、後から役務費なんて、そんな感じにならないと思います。

それと同時に、一応300万というけど、予想重量はどのぐらいになってるんですか。それを2万で割るだけで済むんですか。予想重量、どのぐらいのボリュームがあっているのか、トン数なり体積なり、置くわけですからね、アバウト的にはちょっと国道走ってみて状況わかってますけどね、その辺もちょっと再度確認したいと思います。

委員長（谷口二郎君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 御答弁申し上げます。

まず運搬費の関係だと思えますけれども、レール・枕木等は一括発注しましたので、運搬費等は計上してないわけですがけれども、今

回の鉄橋に関しての解体費、鉄は一時堆積をなささいという条件で出しますので、当然私も今考えて想定をしているのは、上利別のグラウンドを考えておきまして、そこまでの運搬費は工事費の中に含まれているといったことで、そういうことで計上するところがあります。

ただ、一般的に売り払いした場合にでも一括にした場合でも、橋げた、鉄げたを置くようなヤードが沿線にありませんので、いずれにしても、どこかの中間地点を決めて、そこに集積をするという形になったかというふうに思っています。そういった部分で運搬費は工事費に込みだと、役務費等々で今後支出することはありませんので、御理解を願いたいと思います。

それと、トン数については、今ちょっと手元に資料がございませんので、委員長、暫時休憩いただければ、後ほどお答えします。

委員長（谷口二郎君） それでは、暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時31分 再開

委員長（谷口二郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 大変お時間をいただきまして、申しわけありません。

鉄橋のトン数、それから価格の話でありますけれども、土現の河川の鉄橋は13橋全体で793トンございます。ちほく高原鉄道の試算では916万5,000円、トン当たり1万1,500円になっています。今回お願いをしている3橋の解体に伴っての鉄橋の鉄のトン数でありますけれども、242トンになります。

それで、先ほど300万ということでアバウトな数字申し上げましたけれども、正確には279万9,280万円になっておりまして、これも1万1,500円で、以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄

君。

8番（高橋幸雄君） わかりました。とりあえず、この問題については、もうこれ以上言及いたしません。

アバウトの数字が正確に数字出てまいりましたので、全体像もつかめました。私だけでなく、質疑者だけでなく、議会全体にも理解知らしめていただいたんでないかなという思いをしております。

そこで、先ほどちょっと、今、答弁欠落の部分についてだけお尋ねしますけど、先ほど副町長の再質疑の答弁の中で、今のこの事業設定のボリュームの4橋という理由については、3ヵ月という工期をとということ考えたときにね、撤去は時期的には、適期、水の関係は、それはわかりました。3ヵ月しかない。

ただ、経済の循環の自町内ということになれば、この程度の工事規模しか処理できないんですかと、このような認識でよろしいんですかとお尋ねしてるんですよ。それに対して答弁ないものですから、御答弁をお願いしたいということ。

委員長（谷口二郎君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 今年度の部分につきましては、河川改修の関係で土木現業所との協議の中で3橋になったということで、例えば地元企業が実際として壊せる規模なのかどうかという部分については、もっともっと壊せるだろうというふうに思っています。

そういった部分では、じゃあ来年だったら6橋でいいのかということになりますけれども、それも有り得る話だというふうに思っています。

ですから、あくまでも3橋というのが業者の部分の工事の力量の範囲で決めたということではございませんので、土木現業所との関係で、ことしはこの地区までということでありましたので3橋になったということで、御理解願いたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） だから実際問題、これは経済が疲弊されて、今、国の方でも、2次補正云々で政局絡みになっているんな状況になっているけれども、我が町だって決して、そういう意味では同じ状況なんですよ。足寄町だけ特別にいいなんていう状況にならないので。

ただ、ただいま質疑をしている8,392万円強の予算の執行のあり方の一連の議論の中でね、副町長の議論の中で時期の問題、これは適期、今の適期だとか、それから河川管理者の関係、それから3年の関係、それから工事能力の関係、もろもろの中で迷走してるものですから、聞けばそう言うし、次聞けばまた変わって、だんだん迷走してるもんですからね、その辺の執行理念というのはやっぱり明らかにしてね、だから今あれしたら、いやいや、決してそうじゃないんだと。

時期的には3ヵ月だけど、先ほどはこの程度の3ヵ月を想定したら今の8,392万、この程度の橋梁解体が大体工事額として受注量としても的確でないかと言ったけど、そうでないんだと、たまたまことは河川との道との協議の中で3橋になっただけで、あと残りの9橋については、来年、再来年ってそういうことでなくて、場合によったら9橋を一気でも受注能力もうちの業界に、足寄町の土建業界にもあるし、それだとすればその時期を見て土現の許可をそういう協議をしながら進めたいという、こういうことをめり張りつけてやっぱりお話ししていただかないと、これは予算こうやって提案出てるわけだから、やっぱり先ほどの骨材の処理のあり方も相当、皆さんの想定の中には分離発注、分離発注ということは普通一括でね、だけどやっぱり鉄の今の安い時期の中においてどうかなという、それはやっぱりあなた方がちゃんと読んでそれは別途置いておきますと。

1万1,000円だから1万1,000円以下でそれなりに売ってもいいというもんじゃないです。やっぱりその辺、でも、先ほど言ってるように相場もんだから、このことが

当たるのか当たらないのか非常に難しい、それでも私は批判は言うつもり毛頭ありません。

一回ここで了とした場合は、これはやっぱり議決する立場のやっぱり公人としての責務なんですね、その辺は認識していますけど、ただ、一連の事業の全体像の中で、その辺ちょっと迷走しないで、しっかりとひとつ御答弁をしていただきたいな。当然頭の中に入ってるわけだから。

ただ、今でもまだ未回答なのは、工事の手法についても明らかになってませんが、ないものを出せ出せと聞いても仕方ありませんので、この程度でやめますけど、やっぱりそのぐらいのことがあってしかるべきでないかな。今の時代背景からいって、この地方公共団体のやっぱり出すものは少しでも少なくという感じでね、以上でこの問題については質疑を終わりますけども、最後に町長、黙って聞いてもちょうとあれでしょうから、最終的にこの基金のこの事業についてね、今までの質疑を通じて、ちょっとめり張りつけて御答弁をいただきたいと存じます。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、全体13橋あるうち、3年以内にどうこの撤去をしていくのかということにつきましては、現段階においては、先ほど来副町長からお答えをしたとおりでございます。

なお、次年度については、先ほどお答えしたとおりの除却でいくのがいいのかなのかも含めて、これはまた再度詰めさせていただきたいなと、こんなふうに思うところでございます。

また、工法の関係につきましても、これは私の方からもお話をさせていただきたいというふうに思うんですけれども、これは先ほど来から副町長がお答えをしているとおり、これは銀河線の会社を解散をするときに、当然、保有をしている財産を処分をして、そして株主の皆さん方にはできるだけ迷惑をかけ

ないという形、これはもう会社解散する上に当たってはこれは当たり前の話でございます。

この撤去費等の積算についても、それぞれ沿線の自治体から技術屋さんを派遣、あるいはある自治体は事務屋を派遣というような形で、これは一応専門家がその積算に当たったと。

しかも、その前提というのは河川管理者、この場合、会社の方で具体的に詰めたのは、網走土木現業所の方と詰めて、その結果、帯広土現の方にも、共通の北海道の取り扱いとしてはこうですよということで、撤去の期限等々も含めて大枠が示されて、その中で財産の処分を一括してこれは沿線自治体が負ったということでございますから、当然その中には、解体撤去の費用部分も先ほど説明したような形で積算がされてきているということでございます。

ですから、当然、議員具体的にお話がありました、撤去するだけであればいろんな工法あるんじゃないのかと、これは当然そうだと思います。私も素人だからわかりません。爆破したっていいでしょう、あるいはよくテレビなんかで出ます、大きな鉄球持ってきて、ごんとやれば済むのかもしれない。

しかし、これは前提は、あくまでも当時、会社を解散するに当たって専門チームをつくったわけですから、そこ土木現業所、網走土現と河川管理者と打ち合わせをした中で積算をされてきた。

ですから、これをもとに私どもの現場、担当する建設課の技術屋が、当然その積算されているやつが間違いはないのかなのかも含めてチェックをしながら設計書をつくっていると、こういうことでございますので、ぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

なお、次年度以降につきましては、先ほど申し上げたとおり、議員御指摘のとおりこれはしっかりと検討すべきものは検討をしながら、できれば事前に所管の総務委員会等々

にも、計画等もし事前に早く取りまとめができるとすれば、そういったこともお示しをしながら、滞りなく進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） もう1点だけ最終確認しておきたいと思いますが、これは工期の関係ですけどね、今回、別に特段の予算措置は一般の歳出予算しか見てませんけどね、歳入はもちろん繰り入れですけども、工期の関係は、これは3月いっぱいできちっと終わらないであれば、それなりの予算措置が必要なんですけど、今回、予算措置全くないんですよ。そういうことは大丈夫ですね。

ということは、あす議会終わって、入札執行がいつになるのかね。工期は当然行政年度内ですよ、特別予算措置ないわけですから。その辺をきちっと確認しておきたいんですが、その必要は全くないのかどうかね。途中でまたなんていうことにならないのかどうか、その心配ないか。私ちょっと、やっぱり北海道なもんですから、これ沖縄だったら心配ないんでしょうけども、いかがでしょうか、再度確認しておきます。

委員長（谷口二郎君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

先ほど冬期施工、河川水位が下がる冬期施工ということで申し上げました。そういった部分では、これが4月、5月になると当然その水位が上がってくる、雪解けで。そういった面では、物理的に3月末に終わらせなきゃいけないというものだというふうに考えてます。

ただ1点、大雪で本当にとんでもない災害が起きたとかという場合には、その時点での判断というのが求められるのかなというふうに思っているところであります。

ただ、現状通年どおりでいけば、繰越明許等々のそういった次年度にまたがるような工事にはならないと、3月31日までには終わらせるということで対応するというところで私ども理解をしているところでありますので、御理解願いたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私どもの原則からいってこういうことあるんですよ。例えば金融機関あたりにこういうことを指摘されるんですよ。年末融資受けるときにね、年末融資、いやいや、実はもう大雪降っちゃって動かなかったというんですね。だけど冬工事やるのに、冬の事業をやるのにね、雪が降ったから物が動かなくて、売り払いができなくて資金ショートを起こしたという理由にならないと言われたんですね。

一般的に例えばこういうことあるですよ。今、雪降った時期いつなのかというんですね。もう発注した年末から年始にかけてどっと降ってしまって、1月中にちもさちもいかなかったとあって、2月の中になってやっと何とかなったら今度増水だなんて、こういう客観的な事情あるんですけど、だからその辺やっぱり工事の進捗状況をきちっとめり張りつけてね。

私だったら、繰越明許予算、特別予算措置するかなというやっぱり安全パイであるのかなという思いはしてますけどね、まあ、したらしたで、言ってる大義名分の増水で時期的に云々なんて理屈、そうなりとへ理屈ですから、普通はやっぱりやるのかなというそういうやっぱり懸念があったもんですから、あえてこの際申し上げておきたいなと思いますので、以上です。

委員長（谷口二郎君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） この橋の撤去に当たって、土現にかかっているのが13橋、それ以外の町河川にかかっているやつもあるということで、その撤去に当たって、町内の事業を

工事できる業者さんに平等に工事を発注することができるのかどうか、お伺いしたいと思うんですよね。

例えば、私は前に通信ケーブルのことで言っていたのも、あれがもし町内の業者が、その事業の規模に合わせて平等にその仕事を請け負っていったんだったら、たとえ600万円の損害というか、ちょっとマイナスになったとしてもそれほど文句は言わないというか、それはそれで仕方がない。

でも、特定の業者だけに工事を持っていったから、それはよくないんじゃないかと言ったのであって、このことに対して、本当に町内の業者さんすべてに、その事業の規模に合わせて工事を発注できるのか、要するに随契でそれを持っていくことができるのか。できることならそうやってほしいな、そのことについて少しお伺いしたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 私の方からお答えをいたします。

これはやはり工事発注するときには入札が原則ということでございますから、矢野議員今言われた電線の関係についても、これは入札の結果でございますから、当然その入札に参加できる機会は、これはともかく与えなくちゃいけませんから、これは随契というのはちょっと難しいといえますか、法的にもちょっと難しいのではないかなというふうに思っておりますので、あくまでも入札による発注ということで御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 基本的に工事の費用が幾ら以上、3,000万だったか5,000万だったか、それ以上が議会を通さなければならぬし、入札しなければならないような状況になっていると記憶していたんですけれども、少ない金額だったら、随契でたしかできたはずだと思うんですけれども、とりあえ

ず大きい金額のところは、仕方がなく入札ということがあるかもしれないけど、町にかかっている河川、町の河川にかかっているような小さい橋だとか、そういうことについて、本当にこれからの形態として地内の業者に本当に平等に仕事が回っていくようにと、そのことをやっていただけるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 先ほどもお答えしたとおり、これは発注行為でございますから、当然町の財務規則、あるいは自治法上の規定に基づいて、これは基本的に入札で実施をするという考えでございます。これは随契で平等に各業者に割り振るということはできないものというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

委員長（谷口二郎君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 今これだけ経済が冷え込んで、町内の業者だっていつまでもつかわらないというような状況の中で、本当に昔アメリカの大統領のルーズベルトが、ニューディール政策といって仕事を与えるようなことをしましたよね。

だから、足寄町も本当に法律的に許される範囲を調べて、できることなら、そうやって町の業者にまんべんなく仕事を与えていくような、そういうようなことを研究していただきたいと思います。それについての心構えをお尋ねします。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 先ほどもお答えしたとおり、受注する機会をできるだけ多く与えるという一つの方法としては、やはり今回もそうですけれども、分割して発注をする、要するに物件をたくさんふやすと、これも一つの方法かな。

これはいわゆる法的にも可能なわけでありますから、そういったことは、議員御指摘のとおり受注する機会を多く与えるというの

は、これは私ども発注者側の、もっと言えば町政を預かる者としてのある意味義務といたしますが、そういったことも責任もあるのかなと思いますから、当然、議員おっしゃっていることもわからないわけではありませんので、これは法の範囲、あるいは財務規則の範囲の中で、これはできるだけ努力をしてまいりたいというふうに思いますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） そのほか、関連してございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） それでは、次に移ります。税務総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 賦課徴収費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 戸籍住民基本台帳費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 統計調査費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 商工統計調査費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 監査委員費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 社会福祉費に入ります。社会福祉総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 福祉医療費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 国民年金費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 国民健康保険助成費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 後期高齢者医療費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 老人福祉総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 在宅介護費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 介護保険助成費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 介護サービス事業助成費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 地域支援事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 児童福祉費に入ります。児童福祉総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 子どもセンター運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） へき地保育所費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 児童福祉施設費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 学童保育所費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 保健衛生総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 予防費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 環境衛生費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 清掃総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） じん芥処理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） し尿処理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 病院費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 次、農業費に入ります。農業委員会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 農業総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 農業振興費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 畜産草地費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（谷口二郎君） 農地費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（谷口二郎君） 営農用水道等費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（谷口二郎君） 町民センター運営費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（谷口二郎君） 大規模草地管理運営費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（谷口二郎君） 農地・水・環境保全向上対策事業費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（谷口二郎君） 林業振興費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（谷口二郎君） 林道新設改良費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（谷口二郎君） 町有林管理費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（谷口二郎君） 緑資源機構造林事業費。
4番 井脇昌美君。
4番（井脇昌美君） ちょっとこれ、他の火葬だとか車両センター、プール、町民センターにも当てはまってるんですけど、先月あたりからここに来て燃料費の価格の下落が続いてますけど、特にここの一般需用費という中で200万ほど冬期間の除雪用燃料費の増額ということで出てるんですけど、これ相当以前に、相当以前というか、下落前の単価の計上だと思うんですけど、これは一応対象は軽油だと思うんですけど、この単価は幾らぐらいの単価で補正の方にこれ計上されてるんですかね、今との誤差はかなりあるんですかね、ちょっとその辺だけお聞きしたいんですよ。
これ各所、金額は他の火葬だとか車両関係も金額は少ない、たまたまこの金額200万超えてるもんですから、今の現況の単価とどのように違いますが、ちょっとその辺だけお

聞きしたいんですけど。

委員長（谷口二郎君） 経済課長、答弁。
経済課長（鈴木 泉君） 単価につきましては、1リッター当たり124円で設定しております。それで軽油につきましては1万5,600リッターということで、今申しましたように124円の単価を使いまして計算したところ、200万7,000円の増としております。

委員長（谷口二郎君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 今、経済課長おっしゃった124円というのは、いつの何月の月のそれ査定というか、調査なんですか、単価が124円というのは。今のそして現況というのは聞いてますか。

委員長（谷口二郎君） 休憩します。

午前11時53分 休憩

午前11時53分 再開

委員長（谷口二郎君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） 予算査定時の単価を使用しております、11月末ということととらえております。

委員長（谷口二郎君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） ですから私、今この査定したの11月末だということですね。そしたら今、今日現在どのぐらいのいわば単価されておりますか、それ調べてません。これの124円で一律購入するんですか、各スタンドから公平に。そういうつもりでいるんですか。

委員長（谷口二郎君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

燃料の関係につきましては、総務課の契約財産室の方で各スタンドと単価契約をしております、それがすべてその単価に基づいて各課が使用するというような契約内容になっております。

現在はたしか軽油、109円ぐらいまで落ち込んでいると思いますが、先ほど経済課長申上げましたように、この予算査定時での単価を予算計上させていただいておりますので、現状の価格でいけば乖離はしているという現状でございます。

今後どういう価格の推移をしていくかということは、ちょっと私も判断つきませんが、非常に最近値動きが激しいものですから、そういったことで御理解いただければと思います。

委員長（谷口二郎君） 次に移ります。観光費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 土木費に入ります。土木総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 地籍調査費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 道路維持費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 道路管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 土木車両管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 道路新設改良費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 河川総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） ヘリポート管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 都市計画費に入ります。都市計画総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 土地区画整理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 公園管理費

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 下水道費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） まちづくり交付金

事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 住宅管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 住宅建設費。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） これ北団地公営住宅新築工事費として1億9,000万余りが補正で上がっているわけですがけれども、あの北団地については、ほとんどがオール電化、それでオール電化にしているために、オール電化の器具を借りる料金として、ほかのところよりも毎月5,000円上乘せされてしまうという、その家賃に。

だから、オール電化ばかりでなくガス、ガスを利用した家もつくってほしいというふうに団地に住んでいる方から言われたんですけども、そういうふうにすべてがオール電化というわけではなく、一部にガスをつける家もつくるというふうに、計画をちょっと変えてもらえるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 今回補正をお願いをしている北団地の関係でありますけれども、平成21年度分を前倒しして今回お願いをしています。

そういう部分で北団地、今回の12戸を補正で団地全部の戸数が建設をするということで、最終年になるわけでありましてけれども、建物的には。この間、電気暖房を利用しています。

今言ったように、器具については、入居者個々人がリースで北電さんから借りるといったことをお願いをしているところであります。ただ、現状、従来は油でストーブだったと思うんですけども、そういった部分からいけば、コスト的には随分、例えばそのリース料を払ったにしても、かなり割安に上がっているというのが実態だというふうに私も認識をしています。そういった中で対油ではですね。

今、議員がおっしゃられてるのは、ガスにできないかということでありまして、正直、油が電気かということの比較は十分従来からやっているところでありまして、ガスについてはやっていなかったわけで、今回の部分については、この間つくられた団地との関連もございまして、さらに電気にする、電気で特例加算ということで交付金対象にもなっている部分があって、そういったことで今回のその事業について、ガス化に変えるということはちょっと難しいんですけれども、難しいというか、できませんけれども、今後そういった部分では、ガスも含めて一定程度比較をして、入居者の負担軽減につながるのであれば、そういったことも選択肢としては当然考えていきたいというふうに思いますので、御理解を願いたいと思います。

委員長（谷口二郎君） それでは、ここで昼食のため休憩に入ります。再開は1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（谷口二郎君） それでは、休憩を閉じ、午後の審議に入ります。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） オール電化で道から交付金があるということですが、これは毎年来るものなのかなと思ったら、建設するときに費用がかかるからということで建設時だけに交付金があるということなので、それだったら、そんな金のかかるオール電化じゃなくて、もうちょっと低い値段になるであろうガスの施設をするという形で、また、一たん道からは、この形でこの多い費用でということで許可されたかもしれないけれども、ちょっと補正このようにかけて、道に前よりも低い値段でできますということで出すことがやぶさかではないのではないかと考えますけれども、そういうことについては考えないのかどうかをお尋ねします。

委員長（谷口二郎君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 先ほども申し上げましたように、北団地52戸の新設団地でありまして、全体的な基本計画の中でオール電化を採用している。

その根拠としては、前段申し上げましたように、まず経費の問題、コストの問題で、やっぱり油価格に比べれば、電気の方が安定的に供給されるという分と、価格についても安定化していると、これは実際問題として、現実的には油価格は高騰したわけですから、そんな中で今矢野議員おっしゃられているのはガス化という部分なんですけれども、多分調理部門の部分についてのみガス化ということであれば、また、調理機器につきましては、私どもが電子調理器を使っているのは、安心・安全の関係もあって、下愛冠団地の建てかえを前提にした団地ですから、入居者についてはかなり高齢者が多いということと、それともう一つ、子どもセンター建設の絡みもあって、一部2階の部分については福祉住宅ということでそういった目的住宅になっています。

当然、小学生までの子供がいる家族という限定をしておりますので、小さなお子様がいる入居者が多いと、そういったことで調理機器についてもそういった電気エネルギーを使った製品に変えているということであって、インシャルコストがどうのこうのというのは、正直言って、それは当初から二重設備にすれというのであれば、できたかというふうに思いますけれども、全体計画の中でオール電化を採用し、北電とリース契約をして、入居に当たっては、入居者に十分説明をして御理解をいただいて、入居選定を行っているところでありますので、この団地については今までの計画どおり実施をさせていただきたいということで、御理解を願いたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） どうしてもだめだと言うんだから、それはそれで行くしかない

かなと、もう設計図もでき上がっていることだから、私ももっと前にこういう住民の方の意見を聞いていたら、この設計図が上がる前にその要求を持っていったんですけども、ちょっと遅かったかなという嫌いはあるかもしれないけれども、とりあえずエネルギーというのは一つに頼ることなく、これだったら電気ばかりだったら、電気ってよく停電がありますよね、停電起こったときどうするんだ。

エネルギーというのは、やはり分散化していかなければ生活には本当に不便なものがあるので、そのことを考えて、オール電化もそういった場所も必要かもしれないけど、ここまでオール電化の家をふやすことはないの、本当に今後に向けてエネルギーの分散ということを考えた公営住宅づくりということをやっているってほしいということで、これで質問を終わります。

委員長（谷口二郎君） 住宅の関係では関連ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） それでは、次に進みます。消防施設費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 災害対策費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 教育費に入ります。事務局費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） スクールバス管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 学校管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 学校教育費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 学校建設費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 中学校費に入ります。学校管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 学校教育費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 生涯学習費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 公民館費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 文化・スポーツ振興基金費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 博物館運営費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 生涯学習館費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 保健体育総務費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 総合体育館運営費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 温水プール運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 学校給食費。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 職員給与費。
13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 時間外勤務費について、手当についてお伺いいたします。

当初、時間外勤務の当初予算は6,300万円だったと思いますけれども、あと3ヵ月しか残さぬ今になって、1,100万円もの破格の金額が補正となって組まれておりますが、当初の計画に対してどうしてこんなに多額の補正を組まなきゃならなかったのか、大変疑問に思います。

ことは100周年の記念事業とか、いろいろあったことも事実ですし、それらを考慮してこうなったんだということも想像はできますけれども、やはりこの金額からして、普通50万とか100万とか200万という補正ならともかく、1,100万円もの金額が余りにも高額なので、計画に対して、当初予算に対して、余りにもずさんな執行であった

と言われても仕方がないのではないかと思うわけです。

そこで伺いますが、このチェック体制ですね、管理体制、管理体制はどのように、決済をどこでどういうふうを受けて、どういうふうになっているのか伺います、まず1点目。

委員長（谷口二郎君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

時間外のチェック体制についての御質問でございますが、現在、時間外につきましては各室長に、時間外命令、それと実績の権限を室長に日常業務の中にあって持たせておまして、それぞれ月々それでの集計に基づきまず実績状況等は、課長等も総体で知り得るということで、行政事務推進会議等で毎月のそれぞれ課ごとの実績数値等を確認しながら、時間外については確認をしていくというような状況になってございます。

委員長（谷口二郎君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 今、室長が決算権者だという御答弁がありましたけれども、やはりこれは室長というのは一つ一つの小グループの長であり、時間外手当を申請する、伺いを立てる一般職員から比べれば、一番席も近いところにもあり年齢的にも一番近い、そして職務的にも一番近いということで、室長さんの支出がどのと言ってるわけではなく、心理的に多分これはすごく一般職員から見ると時間外手当を伺いやすいいい立場にあり、また室長にしてみると、それをチェックしたり管理したり、これはだめだよ、これはいいよということをなかなか言いづらい立場にある微妙な立場の人では、まあ個人差はあるでしょうけれども、そういうふう思うんですけれども、ですからこれはやっぱりきちっと、伺いが上がってきたらばきちっと、これは何のために時間外が必要なのかきちっとそれは精査できて、しかもチェックができて、それをきちっと、今、時間外は必要でないということをしきりと断れる職務にあるの

は課長以上でないかなと思うんですが、これを室長でなく課長職にゆだねた方が、より管理体制がきちとなるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長（谷口二郎君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

これは決して課長がチェックをしないということではございませんけれども、それぞれの室の担当の者の仕事というのは室長に、今まで機構改革以来かなりの権限を室長に持たせるという中で、担当に一番身近な仕事をしていて、上司として管理ができるのが室長であると。

従来 of 課の体制の人数でいけば、むしろ室単位が、一つの昔でいえば課であったような人数体制にもなっているところもございまして、そういった意味におきましては、室長が十分にまずは細かなことは日々仕事の中で把握をしていただきたいということでお願いをし、大きな総括的なことでの流れの中では、課長等も室長と報告受けながらまた検討を加え、室の中での横断的な仕事、それからさらに室同士の協力だとか課の中での協力だとか、そういったことについては、室長から課長等に相談をしながら進めるというのが仕事の進めということで機構改革以降進んできておりますので、高道議員仰せの、課長が全部、事細かに仕事を把握して指示を出せという御指摘でございますけれども、今の事務決済規程上もかなり室長に権限移譲してございますので、室長専決事項もふえてございます。

そういった中で室長の管理責任というのも非常に重くなっておりますけれども、現状の機構の中では、そういったことで室長に権限を持たせているということでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（谷口二郎君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） それもよくわかります。ただ、自分も40年間道職員として

やってきたその手当をいただく、時間外手当をいただく立場と、また管理をする立場を両方やってきて思うことは、やはりきちっとした当初予算に対して、その予算内で時間外をきちっと執行できるということが大前提であるわけです。

ましてや、今だったら道も支庁も、多分30%や40%は予算がつかない、実際に伺いを立てても、100時間伺いを立てたら30、40%は予算がつかなくて、6割、7割しか実際は支給されないのではないかと、そういう現状だと思います、どこも。

そういう中できちっとしたチェック体制ですね、機能、これが室長は余りにも近くて、そして仕事でも仲よくお互いに協力し合って仕事を進めていかなきゃならない立場に一番最前線にいるものですから、それは状況を知っているがゆえに、なかなかそれをチェックできないのではないかなという思いがあって質問したわけです。

そこであれですね、個人の、お答えできる範囲でいいんですけれども、今までことし今年度10月か11月現在で、お名前は言えないと思いますけれども、一番最高額というか、手当をいただいている中で、どのぐらいの金額が時間外手当として当たっているのでしょうか。

委員長（谷口二郎君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） 時間外につきましては、職員の給料等を基礎としてございまして、職員個々の給料額によりまして1時間当たりの価格が違いますが、今、高道議員仰せの支給額として一番高いというところでは、4月から9月までの補正予算組むまでの資料としてくり上げたものでございまして、まだ10月、11月実績、ちょっと拾い切れてございませぬけれども、4月から9月の上期6ヵ月分、半年分ということで最高支給額としては181万6,000円となっております。

委員長（谷口二郎君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 初めて聞きました、180万というのと月、6ヵ月で180万ですから30万ですよ。何時間働いたのか、人によって違うと思いますが、何か昔は、こんな昔の話して申しわけないんですけれども、給料のほかに時間外がこの倍ぐらいも当たって、1年間でいくと、この調子でいくと、6ヵ月で180万ですから、これから先年度末にかけてもっと上がるとなると、もう3~400万ぐらいいくのではと予想されるんです、この方ね。

そうすると、大分前ですよ、退職した人が申すのには、給料は奥さんに上げて、あと自分の身の回りのゴルフの交際費にしても下着のはてまで全部、時間外で賄うことができた、そして交際費全部、そして町民の方のうわさでは、家まで建つんだということ、時間外で建てたんだという話を、大分前ですよ、それは、聞いたことがあります。

まさかと思っておりましたけれども、今のこの方のあれでいくと、今180万ですから、1年間でいくと家の一部はできるなという、相当な金額だなということがうかがえます。どういう仕事ぶりをしたかはわかりませんが、そこで伺いますが、大概あれですね、予算伺いにその仕事をしたいという職員からの伺いに対して、何割ぐらいが支給ができないという割合になっているのでしょうか。100%支給ということですか、伺いがあつたやつは全部支給ということでしょうか。

委員長（谷口二郎君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） 伺いは、その事業を達成するためにどの程度の時間を要するかという伺いでございまして、それに対して自分の実績時間数は何時間であったかということで二重決済、二本立ての決済になっているわけですが、今、私が申し上げました180万というのは、時間外をした実数に基づく支給額でございます。実働でいきますので、100%、時間外は給付するという形になってございます。申請額ではございませぬので。

委員長（谷口二郎君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 私聞いたのは、その180万のこの人でなくて、全体的な予算の中で、今回は足りないということですから100%支給、余るほど、足りないくらいです。ですから、支給できなかった部分なんていうのはもちろんないと思いますが、大概、道にしても支庁にしても、やっぱり当初予算に対してぴったり使うか、もしくはそのうちの当初予算というよりも希望、伺いですね、伺い金額に対して、伺った金額に対して100%支給ということは、大概どこの職場もないと思います。

そこで、予算の配分はどういうふうになっているのか、例えば本年6,300万円の当初予算に対して、それは総務課長は一括管理しているのか、この6,300万円を。または各室ごとに、課ごとに前年度の実績を見て経済課は何ぼ、総務課は何ぼとか福祉課は何ぼというふうな割り当てがあって、そして執行されているのかどうか、伺います。

委員長（谷口二郎君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

職員費につきましては、今、予算書で御協議いただいておりますように、職員給与費、この款で一括管理をしているものでありまして、ここの職員費につきましては、私ども総務課の方で一括管理をし支出をする。

国庫補助事業等につきましては事業費支弁という、国庫補助金等で人件費も見ているような事業につきましては、それぞれ各課に事業ごとに張りつきというようなことをしてございますけれども、それ以外につきましては、すべて職員費で一括管理をしているということでございます。

御質問の時間外の管理のあり方につきましてでございますけれども、6,300万円当初予算に計上いたしましたのは、前年実績を勘案しながらということで当初予算、議会上

諮りお認めをいただいた額でございまして、これを先ほども申し上げましたように各課それぞれ実績に基づき積み上がってきたものを、毎月、推進会議等で実績としてこの程度ありましたと、ふえ続けるような状況であれば、一層削減というようなことでの検討はそれぞれ課の方にもお願いをして、極力、予算でとどまるようなあり方について、毎月、確認行為をさせていただいているところでございますけれども、今回この補正に至ったということは、執行のその見込みの甘さということも当初御指摘いただいたこと、これも重く受けとめなきゃいけないこととございまして、当初から100年事業というのはわかっていただろうと言われれば、それまででございますけれども、これにつきましても、どの程度時間外をすれば100年事業が実行できるかということもなかなか読み切れないということで、当初見ました6,300万円の当初予算で走りながら、節減しながらという思いもありましたけれども、いろいろと100年事業、それから新たに補正で認めていただきましたファイリング事業のスタートですとか、それから戸籍の電算化業務だとかという大きな事業、年度内完成で進めるというようなこともいろいろ出てきた事業絡みがあったりして、そういったものが当初の平常ベースで見ていたところよりもかなり上回る実態になってしまったということでの補正のお願いでございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） そうですね、100年記念事業は、もう10年も何十年も前からきちっと予想されていた行事ですし、それは100年に1回しかないから、どのぐらい時間外があるかは、それは想定できなかったかもしれませんが、しかし、先ほど伺った各課に何ぼずつというその振り分けですね、時間外の。

それも一つの課長の責任の名において、我

が課は年間1,500万なら1,500万の時間外を何としてもこの予算内で守り切るというか、予算オーバーしないように頑張ろうという課長を中心に団結して、そして横の連携とりながらそれを抑えていくという、総務課長のところに一括ということになると、いよいよやった者勝ちというか、先に時間外した者勝ちというか、そういうふうなイメージに私はは映るんですけども、しかもチェック体制が余りできない中で100%支給という話を聞きますと、そういうふうには映るんですが、総務課長が管轄している課長としてどういうチェックを、また機能を果たしているのか、伺います。総務課長に。

委員長（谷口二郎君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

私どものチェックということで先ほど来から申し上げておりますけれども、毎月の時間外の状況実績、これを各課に公表しながら確認をしていくということでのチェック、チェックといいますが、そういった確認行為。

それから、私どもの責任として総務課長として、じゃあ各課にどれだけ細かく事業の中身について実態チェックしてるのかと言われると、私の職務怠慢とおっしゃられるかもしれませんが、実際のところ、そのところはなし得ていないのが現状でございます。

配当予算的なことはしておりませんが、前年実績等勘案しながらの予算計上してございますので、大きな事業等変動のない場合の平常年においての時間外の総体的なこと、これはそんなに大きく変動しないように今後とも留意しながら、私としてもしっかりとまたチェックをしながら各課に指示をしていきたいなと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 私、いつもいろんな町民の方とお会いしているんな意見を聞き

ましたら、何かいつも役場に電気がついていて、10時半、11時でもついてる日もあると、よく町民の人もそのここを通るんだなというふうに思うんですけども、やっぱりみんな通るたびに役場を見るみたいなんですよ。そしたらもう明々と、一部であったり全体であったり、もう9時、10時なんて結構ついてると皆さんおっしゃるもんだから、私もあそこちょうど帰り道なもんですから通るたびにみるんですけども、平均して時間外をしてるんだなという、何をしてるんですか、どういう仕事してるんですかと町民の人も素朴に聞きまして、なかなか答えづらい、どういう仕事かいということで、なかなか町民に聞かれた人に答えづらい三つのうちのひとつなんです。一つぐらいですね。

いつもあいまいというか、何の仕事してるかは、実際そこへ入っていったわけでない、一回本当にこっそりと言ったら失礼ですけど、一回行って、何の仕事してるのかなってそうやって聞かれるもんですから、結構町民の人に。だから伺いたいと思うそういう気持ちにも日々あります。

先ほど今言った何とか会議、課長以上の会議ですね、行政推進会議、そこで総務課長から、今現在こうなって、あと残高これしかないというふうにしてチェック・管理してるんでしょうけれども、やっぱりさっき最初言った課長がそういう決済権者でないがゆえに、そこに集まった課長たちも、多分それは室長の権限だから責任ないとは言いませんけど何となく、そしてしかも配分されてないですから、いっぱい時間外を支給、手当を働いたら支給したいという思いは部下にはあるでしょうから、しかし、その責任というのか、これだけ守らんきゃいかんとか、この範囲でやらなきゃいかんというそういう選択が全くなくて、そうですかということで各課へ戻っていくのではないかなと、しかも権限ないですから、そういうふうに想像されるんですけども、やはりきちっと予算があってそれを予算内で執行するためには、そういうきちっとし

た計画的に、しかも課ごとに、室ごとにきちっとした責任があって配分があって、そしてそれをきちっと守って、そして年度末を迎えるという、それはオーバーしたらオーバーしたその理由書ですね、支庁あたりはそうらしいですけど、オーバーしたら理由書を添えて、なぜ必要なのかとって提出するんですけども、そういう厳とした体制が必要でないかなと思います。

それからもう一つ、振替休日のことなんですけれども、土曜、日曜は多分イベントとか、こういう100年記念行事もそうだったと思うんですけど、土曜、日曜関係なく実施されましたもんですから、そのときの振替休日の割合というか、それはきちっと振替休日、しかも何週間でそれを取るようになっていくのか、伺います。

委員長（谷口二郎君） 暫時休憩します。

午後 1時31分 休憩

午後 1時44分 再開

委員長（谷口二郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） 大変時間をおとりいただきまして、まことに申しわけございません。

振替につきましの御質問でございますけれども、原則、健康上、いろんな労働管理上から、土曜、日曜等の休日等の勤務に当たっては、同一週内で極力休暇を取ってもらうような計画を立ててもらって、それを実行してもらうというような形にしておりますが、この同一週内の振替を取った場合につきましては、時間外等手当が発生しませんので、ちょっと今、それが何日あったかということは掌握し切れない部門というのがございますので、御容赦願いたいと思いますが、時間外の発生する振替といたしまして、時間外が必要なその日の前4週間前から、それからまた時間外をした日の8週間後ということの間において振り返ることができる、休みを取ることができるというふうになってございませ

て、この制度で休暇を取った者につきましては、これも4月から9月の上期でございますけれども680時間で、1日8時間で割り返しますと85日程度の振替を取っているという実態でございます。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 支庁でも道でも出先機関でもほかの職場は、振替休日をもう全くの基本に置いてそれが原則、もう時間外といえば振替休日という、しかも8週間という、前後8週間という2ヵ月間ですよ、それだけの猶予があるわけですから、私がいたときは、今週休むと前後1週間しかありませんでした、だからなかなかその1週間以内で休み取るということは厳しかったんですけども、今は8週間ですから、それを何ぼでも取るうと思えば可能なわけです。

ですから、ただ当時からありましたように、今もそうかもしれないけど、土曜、日曜の単価というのは、1時間当たり、だれびとも高いもんですから、なかなか普通の振替よりも、そういうふうな気持ちになる傾向にあることは事実なんです。

だけど、そこをチェックする人がきちっといて、いかなる理由があろうとも振替休日が基本という原則というふうにルールを決めれば、そんな違うことをする人はいないのではないかと思うわけです。

そして、さっきから課長職に私こだわってるんですけども、やっぱりこういう議会の席にいて、議員とのやりとりを絶えず緊張の中で、お互い課長たちは、いかに財政が厳しいかということをよくよく熟知をしている課長たちが、やっぱりそういうチェックマンでいなければ、室長がどうのって能力を言うわけではなく、町の財政を一番厳しさをよく肌身で感じているそういう人にチェック体制をしてもらった方が、課としてもまとまりがつくし、課を中心にチームワークがとれるのではないかということと思うのですが、課長

に移したらどうかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 私の方からお答えをさせていただきます。

まず、今の決済権限といいますか、その権限を課長に移したらどうかということですが、これは17年度に大きな機構改革をして大課制をとったということもあって、これは先ほど来から総務課長が答弁しているとおり、その中で室長、これも管理職でございますから、そこでの役割分担ということで、これは内規的なものでありますけれども、時間外等の決済、命令含めてこれは室長権限ということで、そういう整理をさせていただいたということでございます。

なお、議員が御心配いただいております課長のいわゆる管理監督という分でございますと、これも先ほど来からお答えしているとおり、私が首長に就任して以来、人も減らすけれども時間外も減らしてくれということ、そしてこれは議員も仰せのとおり、振替という制度もあるんだから、これをぜひとも徹底してやってくれというようなことでやっていただいた結果が、きのうの一般質問の一部でもお答えしたとおり、時間外手当もピーク時から比べると、平成16年度は半額ぐらいまで落ちたと。

しかし、これまた一つ言いわけに聞こえるかもしれませんが、御案内のとおり職員もどんどん減らしてきてるということもあるわけでありまして、これは1人職員を抱えるということであれば、いわゆる共済費も含めて、これは時間外手当、割り増しで支払いますけれども、これもまたちょっと適当な発言かどうか、ちょっと自分自身も疑問に思うところでもありますけれども、やはり1人職員として抱えることの生涯の人件費を考えたときには、これはどうしても仕事というのは時期によって波もありますし、また、今年度はいろんな大きなイベントもあったということもございますから、これは本当

に私自身も、先ほど180万なんていうお話も答弁もさせていただいてますけれども、これは逆な言い方をすれば、職員の健康管理という部分の私の責務もあるわけでありまして、ここのところは本当申しわけないなという思いもありませんが、何とかこなしていただいているというような実態でございます。

そこで、ちょっと話、横にそれかもしれませんが、ともかく議員仰せの趣旨は十分私も理解してますし、毎月の行政事務推進会議で、私が就任してからは各課の時間外の実績、対前年比ということをやって、少し時間外ふえてるぞというようなことも含めて、これはまた職場長が各課に戻って、室長にまたそこら辺のこともお伝えをさせていただきながら、さらに時間外の縮減に努めようということも毎月毎月やっているということでございます。この点については引き続きそういったことでやっていく。ですから決済権限を今のところ課長に移すという考え方はございません。これはぜひ御理解いただきたいなというふうに思っております。

それともう一つ、この間の質疑の中でちょっと私も気になるところありますから、これはちょっと論点整理の意味も含めて、ちょっとお話をさせていただきますと、これは時間外勤務を命令した以上は、これは実績で全額払わなきゃいけないということですから、これは法的にも、仮にそれを払わないということであれば、これは法的にも問題ありますから、これは仮に、働いたのに、時間外勤務命令受けたのに、それが実績支給されないなんていうことを仮に訴えられたとしたら、これは100%負けますからね、これはそんなことにはならないということで、これはまさしく議員がまた後段で言っているこれは時間外の予算的なこともありますから、この管理をどうするかということにかかわってくるんだというふうに思いますんでね、それは引き続きまたしっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、ぜひこの点は御理

解いただきたいな。少なくとも私の口からサービス残業すれということにはならないということで、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 町長の言ってる趣旨はよくわかります。けど、すべて何でも予算があって執行があってというわけですから、いかにこの予算を守るかというチェック体制がい、それがきちっとしてない限り、何回も室長は大変だと、お互い仕事も協力してもらわなかったらその仕事が執行できないし、その人が時間外しなかったら自分がしなきゃならんという立場にもある微妙な立場に室長は絶えずいるわけですから、なかなかそれを精査するとかチェックするとか、それを管理機能を発揮するということは、なかなか室長は難しいんじゃないかなということは何度も何度も言ってるわけです。

そこで、終わりにしますけれども、町民は、どんなイベントでもどんな行事にも本当にボランティアでみんな参加し、そして仕事を終わった後に充実感と、なし得た喜びにみんな浸っております。

決して町民は時間外手当も当たらなきゃ、みんな本当の自分の厚意と熱意と、そういう使命感でいるんなイベントに参加し、100年事業もそういうことで裏づけがあって大成したのではないかと思うわけです。

そういう中で100%支給にもまたこだわらるわけなんですけれども、そこら辺のしかも1,000万もオーバーしてのそういうことに対しまして、町民に何と説明し申し開きをするのかなという思いでいっぱいです。

これが当たり前なんだというふうにはゆめゆめ思わないでほしいし、先ほど町長言ったように、定員も5人入れて1人減らすという相当数の人件費削減をやっておりますからね、それもよくわかるんです。

ただ、それと1人の人に何か集中して金額

がオーバーしてるようにもちょっとうわさで、うわさというか、そういうふうにも聞こえます。それに対する不信感やら、あの人があれだけもらうんならということでもまた張り切る人も出てくるかもしれないし、そういう空気があることも事実ですから、きちっと健康管理上からもそのチェック体制をしっかりとお願いしたいと。

そして、1億何千万という時代もあったわけですから、そして今5,000万まで減らして、またひたひたと1億何千万の時間外に向かいつつあるようにも心配しております。ですからこのチェック体制ですね、きちっともう一回検討していただきたいと思います。

以上です。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今回1,100万円という大変大きな補正をお願いをしておるわけでございます。今現在、ほぼ底をつきそうで、これから先のことを考えたら足りなくなるという想定のもと、1,100万円という多額の補正をお願いをしてるということでございます。

これ以降、これはもう従来どおり、もっと言えば従来に増して、ここら辺の議員仰せのとおりこの時間外の勤務の管理と申しますか、命令関係についても、さらにもう一度行政事務推進会議、あるいは課長はまたそれを職場に持ち帰って、室長会議等々で徹底をしていただいて、極力この先も時間外勤務については減らしていくよう、最大限の努力をしてまいりたいなというふうに思っております。

また、きのうもお答えしたボランティアによるという部分も出ましたけれども、これはそれぞれの方々が町民の方々、これは町職員もそうでありますけれども、いろんな職場を離れたら、いろんなところで所属をしている方もたくさんいらっしゃるって、これはいろんな場面で、これは業務ではなくて、まさしくボランティアで参加をしているという例も

多々ありますから、ただ、きのうもお答えしたとおり、今回の100年記念事業に限っては、それぞれ団体が集まって実行委員会をつくって、そして行政がある意味主導をしてやってきたということでございますから、これをボランティアだけでなし得たのかということ、私は、できたのかなという部分でいけば、極めて疑問に思うところありますから、この辺についてはぜひ御理解をいただきたいなと。

決してボランティアを否定するものも何物もございませんし、昨日もお答えしたとおり、来年も例えばふるさと花祭りが実行委員会でやられるんだとすれば、これはまた職員に対してもボランティアを積極的に呼びかけをして、参加をしてくれという働きかけもしていきたいというふうに思っていますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） ほか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） ただいまの審議されております時間外手当の関係についてね、ずっと疑問を聞いておりましたちょっと感じたことを御所見いただきたいと思うんですね。

まず、後段の一番最後の答弁の中で、昨日も傍聴された方が、町民センターで絵画展があったんですね、絵画展。あのとき、ほとんど私も、道立美術館とか公立美術館へ行って見れないから、たしか私が行ったのは日曜日の日だったんですけどね、最終日、解説の方が帯広美術館かなんかからお見えになって、最初、何の説明してるのかなと思って、団体が入ってるのかなと思ったりしたんですね。

聞いてみましたら、いや、そうじゃなくて、帯広美術館から学芸員の方が見えて絵の解説をしてくれたんですね。それがわかれば、私もそこへのこのこついていって見ることはできたんですけど、その絵画展に、昨日

傍聴された方がボランティアでお手伝いしたんですね。

この議会の議論を聞いていて、我々はあの日1日いたけど、お茶いっぱいしかなんだ、弁当は出るわけでないし、そのボランティアの意義というのはね、それは本人の意思によって一定の、先ほど町長が答弁されたように、一定のそれぞれの団体の中で自発的にやってらっしゃることはよく承知するんですけども、改めてこういう議会の中でね、やっぱり納税者の立場から考えたときに、私はずっと従来から思ってたんですけど、一番難しいのは、町職員の方がやっぱり有料でそれに、有料でということは、時間であったり、要するにそういう形で一定の労働の対価があるのに、同じこういう形にしてみないということの疑問が出てみたり、それからもう1点は、例えば自治会運営あたりでも、なかなか町の職員、役員やりたがらないということで、時の町長がね、今は違いますよ、今は違います、積極的に今なって会長やってらっしゃる方もいるし、だから当時の町長は、それも協働のまちづくりというそういう概念論ではなくて、ともにやるということで、やっぱり積極的に役員でお手伝い願えれば、一つのまちづくりになるという御答弁をした記憶があるんですね。

私、そういうことを思い出すときに、今回のこの時間外論議の中でね、今、ボランティアの方と、それから町の職員と一定の事業を進める上に立っての進め方ですよ、難しいなと、どのようにやっぱり理解されてるのかな。

町長の答弁どおりいけば、いやいや、それは団体でちゃんとやって云々だからという話になって、一方的に言ってしまうとそれまでの話ですけどね、過去方は別として、これから等についてもね、例えばそれじゃあ今の言う事業体はいいけど、自治会の会長やって葬儀やって葬儀委員長やったと、それで時間外手当なんてね、要するに公務時間はいいけど時間外で、お通やなんかはほとんど、そんな

ことにはならん、やっぱりそのときもそれじゃあ有給になるのか、有給になるのか、そうではないのかという話もね、特別休暇なりもろもろの話、議論あったこともあるんです。

そういうことも踏まえて、今回の時間外論議は単に、単に論議に終わらず、先に向けて町民との一緒の事業体のあり方、この辺はやっぱり考察すべきだなと、どう取り組むべきかということを感じられるんですよ。それはやっぱり町長、今後課題だと思いますよ。

私に言わせれば、日曜日行ったら、それじゃあ次長や教育長がいたのだったら、僕、部屋は行きませんが、若い職員の方がね、名前はちょっとわからんけど顔の知ってる方が2名、女性の方がボランティアの方だなと思ってましたけど、よくわかりませんが。

さりとて、そういうやっぱり日曜とか土曜日がすべて管理職が当たらんきゃならんというものでないし、お互いにね、そしたら時間外手当当たらんから支出がないじゃないかって、そんな議論だって正当議論とは言えませんでしょう。

そしたら時間外手当という面では、そういう意味では公金の支出ではそういうことが言えるでしょうけども、私はやっぱりその辺非常に難しい、今後やっぱりきちっとしていただきたいと思いますね。内部的にも外部的にも。

それともう一方ね、今回の時間外手当に当たってそれじゃあ管理職、今、決済権限の中で13番議員が発言あった決済規程のあり方、本当に実態を知ってるのかと、権限を逆に移譲したものをもとに戻さないと、厳しい財政状況、議会との中で一定の意思疎通、意見をありながら、この公の場でやるだけのことはでき得ないだろうと。

もう一つは、やっぱり近い関係の中で、時間外を室長したいんですけどと言っても、時期変更権等も含めて断れないんでないかと、

そういうこともありますね。もう一方で、身近だからわかるということもありますし、両刃の剣的な要素あるんですよ、その辺は。

だけど、ただ一つ言えることは、ここに今手元にそれぞれ前年度から対比、9月分、10月分の資料を全部前年の対比ありますけどね、ありますけど、私、その辺のあり方等も、先ほどの数字聞いて僕、愕然としたんです。まさか1人の方が181万なんていうことは想定しておらんかったんですよ。

これはむしろ時間外手当の支出の負担よりも、当該職員の健康の方が心配ですよ。割り返していったらどういう数字になるんですかと、私の手元で逆算計算、平均パーで2,494でこれ25%割り増して一定の資料で計算、10月分まであるんですけどね、その方が6ヵ月181万というから、2,400円や500円でなくて3,000円近いのかなと、割り返ししてみると。

それにしてもやっぱり時間外、相当健康を害して、そんなことで決済してる責任者の顔を見たいんですよ、また私に言わせれば。理解できないですよ、正直言って。これはやっぱり何者にもかえがたい職員っているんですよ、専門的な処理しないと。その意味もわかるんですよ。

かつて私もずっと御案内のとおり三十数年議会へ参画して、この論議は決算委員会も含めて十二分にやってるんですよ。そのときに結果的に決算委員会は98条を付与される関係で、職員の数の少ないときでも、固有名詞が出ると何ら変わらない状態になることが多いんですよ。

今この時点でいけば、もう亡くなった方、退職した方もいらっしゃいますし、現職の方は私全く承知しておりません。監査委員は覚えてますね、監査委員は。だからむしろやっぱり健康管理が心配ですね。

もう一つはね、そのときの議論があったのこういう議論ある、こういうことが判明したんですよ。時間外手当は、その職分につく

じゃなくて人についていくということも判明したんですよ。そのことを根拠として何が根拠ったら、人事やって動いたんですよ、当然決算委員会のとこで注目して精査したんですよ。ほとんどないんですよね、定数も同じなんですよ。何をいみじくもそのことは如実にあらわすかということが答えが出たようなこともあるんですよね。

だから、これは本人の名誉のためですから、余りそういうことを申し上げたくないんですけども、やっぱり我々が住民の皆さん方にお聞きをされたときに、例えば先ほどの13番議員の中に、いやいや、住宅ローンは全部払えたという話ですよ。得た労働の対価を何に使おうと何しよう、カラスの勝手、自由なんですけれども、内部職員の中から、一定のそういう職にない方は、時間外して一生懸命勤勉に務めたくてもできないという状況がありますよね、職務上からいって。特に室長なんかもそうですよね。

だから私はね、そういうことをやっぱり相關的に、単なるやってる人が悪いと言わんばかりなね、自分だけが、その所得を得てるというそういうニュアンスのことを得たんでは、今後のやっぱり勤労意欲に問題もありますし、当該職員に対して。

それともう一つは、やっぱりあれですよ、健康の問題、だからそういう意味では、仕事をやらせてる人の職員の、課長が決済してないというから私言いやすいんですけど、ここに決済した人いないから、その人の顔見たいというんです。そんなに労働過重させてね、来る日も来る日も来る日も、月に30万でしょう。私これはいかなもんだか、そんなことを平然としてる自体がおかしいんですよ。

私はね、大体が推進会議やるって、恐らくこの経過からいって推進会議ね、この経過が各課からこれ出ていくんですよ、これ前年対比も町長答弁したとおりあるんですよ。一番私は申し上げたいのは、あなた方理事者に私はやっぱり申し上げたいんですよ。

今恐らく10月いっぱい3,900万、要するに約4,000万執行済みなんです。今12月21日に支給される11月分、これが600万強というふうにお聞きしたんですけどね、その辺ちょっと確認、総務課長にお聞きしたいんですけど、そうすると既定予算が6,300万から、仮に600万と想定したら4,600万ですね、残り1,700万が残り4ヵ月分なんですよ。

通常の場合でしたら、通常の場合の議会の議決の権能からいって、予算修正案なんです。予算修正案というのは、今回の1,140万は認めませんと、客観的に精査して行って、現計予算の減額あるわけですから現計予算、ただ僕、幸いに、予算を超過してね、11月の支払いがなくて、議会の議決書持って行ってそれで予算して21日の時間外手当を支給すると、こういう状況には全くないんで安堵したんですよ。

通常1,140万という補正予算、時間外手当で私経験ないもんですから、補正予算見てびっくりしたんですよ。いやいや、いかなもんだらうと。

僕も監査委員経験あるもんですから、ちょっとしたら12月の21日に支給する時間外手当を食い込んでるんでないかと、100年事業もありましたからね、だからそれはきちっと精査したら、そういうことはなくて、現状の中では恐らく今の600万の4,000万だから4,600万ぐらいあるから、あと残り現計予算、議決をこのまましなくても1,700万ぐらいあるのかなと思うんですね。1,700万で4ヵ月、前年状況でいくと、民間だったらこれで何とかクリアするはずなんです、本来的に。

それと同時に、やっぱり理事者の予算査定、私も一般質問の際の段階で申し上げたけど、査定能力が本当にあるのかどうかって。本来こういう査定はしないんですよ、論議を交わすようなこの年末の段階で。もうちょっときめ細かくそれなりに手当てしていくもんなんですよ。いきなりどんどとくるというこ

とは、私はいかがなもんだらうと思うんですよ。

それはやっぱり議会の体制もね、御案内のとおり私が力説したって、私も修正案も、今のところ判断してませんけど仮に出したって、可決になるかどうかだって私よくわかりませんが、私だけが修正って、同調者いなきゃ出せませんけどね、可決にならんと。

むしろ、そういうことよりも、前向きな論議の中でね、この議会の論議を踏まえてきちっとしたやっぱり今後の執行体制、予算議決したものを全部使わなきゃならんなんていう出先官庁みたいなそういうなる必要全くないわけですから、だから予算編成のあり方と、この段階で予算提案をしなきゃならんかったこと、それからこういう執行状況がずっと推移を推進会議の中で全部承知してるわけですから。

前年対比で5,788時間オーバーしてるんです、10月現在で5,788時間。恐らく総務課の手前で、11月分もまだ給与の支払いで時間外手当も職員の方にお支払いしなきゃならんから多分集約されてると思いますが、その段階で町長答弁によって推進会議に各課から出てるんだと言ったって、そんなこと何の話にもなりませんよね。話としては成立するけども、行政実態効果が全くないんですよ。

そこでもう一つのコメントがあればいいんですよ、しかしかかかくかくでって。だからそれは従来のような1億時代の話を持ち出して、一つわかるんですよ、職員定数が、職員定数が減ればまた全然違いますからね、だからこの予算編成の状況の中で全体の給与費に占める時間外手当というのは、通常ノーマルでないんですよ。

それとあわせて、それだったら何も若い職員の2%、職員の給与切ることないの。まともにつければいいの、そのまま、裏を返せば。そして言う人に言わせれば、いや、裏を返したら、(不明)上の職2.5%なくして足したらそれにまた時間外が、こんな状況

になったらまた支出が増になるとおっしゃる方もいるけども、やっぱりこれが何の意味もないこと、人件費総体の行政面からいくと何も全体出るわけだ、現実問題で。

もう一つは、やっぱり定数管理の問題も出てくるんですよ。これ見てみたら、さすがやっぱり投資事業がない建設課なんか少ない、従来は建設課ってあったんだよ、すごく、私の経験則からいくと。投資事業がないんで時間外手当するたっって、事業がないわけですから、さすがそうだなと。

課によって、やっぱり例えば福祉あたりだって、きのうの私の一般質問でないけども、身寄りのない人いたらお通夜までするわけですから、お通夜までね、線香上げて身内のかわりに弔いするわけですから、当然時間外発生しますよね。どうしてもそういうことはあり得るんですよ、現実問題として。

私は今回のこのいろんな論議を通じてね、一生懸命やってる職員に対して意欲なくさせてはいけないし、そしてもう一つはやっぱり健康を阻害してはならないし、一定の時期的に仮に収入があったとしても、健康を害してしまっってはやっぱりその職にとどまることはできなくなるわけですから、それはやっぱり時の為政者の責任ですよ、やっぱり。あえてはそのセクションの管理者の責任ですよ、やっぱり。その辺も含めてひとつ理事者の方から御答弁をいただきたいと思いますが、いかがですか。

委員長(谷口二郎君) 町長、答弁。

町長(安久津勝彦君) お答えをいたします。

まず冒頭、議員から、本当に事業の進め方、内容によってそれぞれ極めて難しい、線引きが難しいという、これは実は、私自身も職員時代も実は経験をしております。

きのうから言ってますから一例で、わかりやすくするためにも一例で言わせていただきますと、本当に歴史あるふるさと花祭りというのは、従来から観光物産協会がトップになって、それぞれ実行委員会形式でやってい

る、ここにはもちろん町も事務局として加わる。当然事務局として加わってる分については、これは時間外を払っている。じゃあ職員がそれぞれ所属しているところ、例えば連合、あるいは技能士会、いろんな組織にいるわけですから、その人たちはまさしくボランティアで出てきている。

そうになると、やっぱり片や仕事で時間外もらっている、片やまさしく一般の町民の皆さんと同じくボランティアでやっている。これは同じ役場職員ですから、その中でもね、私自身も経験していることですが、本当にこれでいいのかなというそんな思いもありました。

だけでも、本当にこれは議員も十分御理解の上、御発言いただいているというふうに思いますけれども、これがやっぱり本当にその事業の遂行する目的等々含めて、これはやっぱりすばっと切れれば一番わかりやすいんですけども、なかなか割り切れない分といいますか、それもあつたのも事実であります。

そういう意味では、これから先も十分いろんな事業をやっていく上では、これは内部の議論を含めて、時には労働組合との議論も含めて、引き続きしっかりとやっていきながら、できるだけ整理ができるものであれば整理をしていきたいな、こんなふうに思っております。

私自身としては、きのうから再三お答えしているとおり、可能なイベント等であれば、これは職員に対しても、とにかくボランティアで町民と一緒に汗かこうやというようなことで声かけをし、あるいはお願いもしてきているところでありまして、これは今後ともそういったことで、一足飛びにいかないかもしれませんが、そんな努力をしてまいりたいな、こんなふうに思っております。

それから次に、やっぱり特定の職員に集中しているというこれも現実あるんじゃないかと、これは現実、実はそうであります。

とりわけ、今回一番ふえてる課というのは

総務課であります。総務課、しかも企画財政室が非常に集中したんでありますけれども、これは事実として、これは御案内のとおり千春さんの映画、これはありがたい話で、これは足寄PRに絶好の機会だということで、最大限の協力をするぞということで、この窓口もやっぱり企画財政室であった。

さらには千春さんのコンサート、これも最初予定したのが急遽キャンセルになって、要は2回やったという事実ですね、そんなこともございます。

さらにはのど自慢大会、要するに実際に実行していただく方との渉外関係、これは室長を先頭に、そして担当主査がもう一緒になって、その場その場で判断しなくちゃいけないことというのはたくさんありましたから、そういう意味では、本当に仕事をふだんから分散してフラット化しようということも申し上げてのわけでありまして、ここはぜひ御理解いただきたいのは、そんなこともあってちょっととりわけ総務課の企画財政室、しかも特定の人間に負担がかかっているということも事実だということでございますから、これは率直に認めますし、また、それが本当に正しい姿かということ、決してそうは思っておりません。

当然、職員の健康管理の問題もありませんし、それから家庭の問題だってあるわけですから、ここら辺全部犠牲にして業務の遂行に当たっていただいているわけでありまして。

これは本当に、決してこのものに限らず、私の認識としては、先ほど大変リアルと申しますが、家を建ただとか、やりたくてやってるんでないかという、それに近いような御発言もいただきましたけれども、私の認識としては、時間外手当を欲しくて、あるいは時間外をやりたくて時間外をしてるという職員は、私はいないというふうに思っています、私は。

仮にですよ、仮に本来の仕事を例えば日中さぼっていて、夜、一生懸命やってるんだと、そんな職員がいるとしたら、どんどん私

に言ってほしいというふうに思うんですよ。私はそう思っておりません。私は、職員の名誉にかけても、そのことは明らかにしておきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、最後の方で言われました今現在の執行残、まだ財源があるよということを含めて予算査定の問題、これ言われました。これは真摯に受けとめたいなと、こんなふうに思います。

当然私も、繰り返しますけれども、毎月毎月チェックしているわけでありまして、当然これは対前年比、相当オーバーしてるなというも認識をしておりましたし、そこでじゃあ、いきなり1,000万円を超える補正をお願いをするということがいいのかどうなのかというのは、これはもう御指摘のとおり、これは査定時点でもう少し私なり、あるいは副町長、もうちょっとその内容を精査した上で、きちっと予算計上するものはする、あるいは抑制を指示するものはしていくということで、そういう意味では、御指摘のとおりちょっと査定時、少し手抜かりがあったかなと、こう反省をするところでございます。

いずれにいたしましても、安易に職員をふやすということにはなりません。正直言って、労働組合と団体交渉をやったときに、町長、これだけ職員が減ってるんだと、仕事回らんぞと、人をふやしてくれというところ、これは現場でも上がってきてます。

特養あるいは保育所、特にここは仕事をあしたに送るなんていうことになりませんけれども、その日のうちの仕事を処理しなくちゃいけないということでありますけれども、しかし、これはきのうも申し上げてるとおり、5人に1人しか採用できないということを内外に明らかにしてるんだ、だからともかくやりくりをしながら何とか頑張ってくれということで、この間ずっと来てるわけでありませ

引き続きそんなことも含めて職員との対話

もさらに進めながら、しっかりと行政運営に努めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 答弁は真摯に受けとめておきます。また、町長も私の質疑に対して真摯に受けとめて御答弁いただきましたけど、ただ、今予算の絡み、当初予算の絡みと我々議決する立場において、だから先ほどちょっと578万の対前年比、増なんですよね、時間外手当が、10月現在で2万7,510円強の。これからいくと、普通だったら予算補正が600万弱なわけですから、1,140万でなくて、その増になった分がいいのかなと。

だけど恐らくこの想定の中では、100年事業のキャンセルいろいろあって、今答弁あったとおりそれは私も十二分に承知しておりますけども、けども、ファイリングシステムの問題とかもろもろおっしゃってましたけど、ただ、この際はっきり申し上げたいのは、予算修正云々というとらえ方の提案より、むしろ本日の理事者の答弁を真摯に受けとめてね、受けとめて、この予算執行1,140万の補正についてはね、幾らでも足りなければ補正がきくんだという考えばかりではなくて、やっぱり1職員に至るまできちっとやっぱり整理かけていただきたい。

そして万が一、健康管理、こんな勤務時間の対応をしてたら、労災認定も100%可能になりますよ。だから町長おっしゃってるように、そんな時間外まけてくれなんて、そんな法律に反するような発想、議員だれも持ってませんよ、そんな。そういう発想はどなたも持ってませんから、それはもうやったものは100%ですよ。

100%支給というのは、これは僕もそんなもの、今は小学生か中学生、小学生の高学年から中学生ぐらいでさ、労基法上きちっと

明確になってます。そんなせこい話で、何ぼ厳しい予算だからって、そういうことは公の場所でだれも考えてませんけども、ただ一つ言えることは、やっぱり厳しい財政状況の中で、やっぱり職員の健康管理も含めながら、一定のやっぱり行政執行をしていただきたいと同時にね、議会との関係もきちっとしたやっぱり、アバウトではなくて、予算提案していただきたいもんだな。

できればこういう種のは補正予算ですよ。だからあえて言うならばね、あえて言うならば、今現状の中で約600万、前年対比から増の時間外手当が出ていることは事実です、10月いっぱいね。そして来期になれば、今回の1000年事業のキャンセルもとかもろもろあって、その対応でもって職員があったと、これにその分が不足したぐらいの話だったら、常識的なやっぱり補正予算の提案の説明かなと、このように思うところですが、今回はそうではないわけですから。

だから通常ですと、私の試算では、まあ500万程度予算を修正しても残り614万ありますし、既定予算が今1,700万ぐらいありますからね、それ4ヵ月ですからね、ファイリングシステム等もできるのかなということを考えてますけど、しかし、あえてそういう議会の権能をまず知らしめない形の中で一定の執行に期待したいと思ってますので、ひとつこの後残り4ヵ月間、きちっと対応をしていただきたいと思いますと思いますが、町長、決意のほどを述べてください。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員仰せのとおり、今回補正をお願いしているのは、今ある予算算額にこれから残された期間、これは一番参考としてるのは、昨年の実績プラスファイリングシステム、もう記念事業はすべて大体終わりましたから、後ファイリングシステム、これはもう既に着手しておりますけれども、この部分のところ、たしか10%ぐらいのマイナスをして予

算をお願いをしているということでございます。

これは議員御指摘のとおり、極力、極力これを圧縮かけるような形で、1,100万、何とか議決をいただいて、これは少しでも多く執行残で残せるような形で、これはまた行政事務推進会議、あるいは昨日もお答えしましたけれども、議会終了後に予算編成会議もございまして、これは室長以下主査まで集めますから、その中でもこのことをしっかり徹底をして、時間外の縮減という分については徹底して対応をしてまいりたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） そのほかありますか。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 今、一連のこの私も時間外、超過勤務手当についてのちょっとお聞きしたいんですけど、まず首長の町長の13番議員に対する末の答弁の中で、非常にインパクトのきつい時間外命令という言葉が町長出ましたね、その後に法律に沿ってという言葉が続けて連発して出たんですけど、さすがむしろ町長らしい言葉だなと。

私は、これだけ財政が厳しい厳しいと言っているながら、本当に内部で協議できるのかなと、そのような言葉がぼんぼんぼんぼん発声される中で、17年度の大課制とって、今いい制度だということグループ制を導入して、そのときの趣旨として、効率化、敏速性というものを必ずうたったはずですよ。

そのことによって超過勤務手当も縮小するんだぞという、いわばそれが枝になり足になってる部分があると思うんです。どうもそのことが私、本当に答弁の中でそんな気持ちの人が、僕、この残業賃で本当に重要なとらえ方、町長してくれてるのかなという一瞬思いを受けたわけですよ、今のやりとりの中で。

例えば、13番議員の答弁の中で町長は大

きく大きくなずいてました。少数の1人、2人の方の膨大な超過勤務、それは固有名詞を伏せて一つの金額を提示してもらったわけです。

町長はあの金額聞いて別に、当たり前だとやったんだから、あ、当たり前だわと、今の今の現況、今の世の中のいわば町民の所得等々も踏まえた中で180万というのは、あ、これはやったんだからいいんだと、ああ、むしろ健康管理、体裁よく言ったようにむしろ私は聞こえたんですけど、健康管理の方が心配なんだわと、私にもそういうところは責任あるという表現をなされたんですけど、私はもちろんそのことも大いにあると思いますけど、私はそれ以上に、今の町民の年収の現況ということを考えたら、町長、本当にそのことが命令と法に沿った支払いだから、むしろ残業ボランティアなんたら違法な、とんでもないよと、うちはもう大盤振る舞いなんだとまでは言わなくても、やったものに対してはやりましょうと。

本当にこの方がマンツーマンに固有名詞であつたら出せるはずですから、課に払ってるんでないですから、課を経由して個人に支給されてるわけですから、この超過勤務手当は。本当に命令してるのかなと。むしろ、100時間超えるわけですから、申し出によって認可してるものと全然違いますからね、町長、命令と言いますけど、本人からの申し出、ちょっとこういうことで遅くなります、これは本人からの申し出ですから、室長から、この分が処理されてないから、きょうあなたこれ整理してくれよと、このニュアンスの違いですけど、これ大きな違いですからね、法的なことを言うとですね。

申し出と町長が強調された命令というのは大きな違いがありますからね、そのことの法を余り振り回すようなことを発言されると、非常に何か本当に町長、この重要な案件を本当に真から考えているのかなという気、我々今ここでそういうような聞き方をさせてもらったんです、実は。

例えば一つの1事例として、これからも地域的にもこれから雪、除雪関係が発生すると思うんです。車両には必ず助手をつけるという、夜間なんかは特に危険ですから、僕は過去にある1点、名前は伏せますけど、いや、残業賃で使ってくれると言った町職員ですよ、乗せてくれると。内部できちっとこまめで財政が厳しい、本当に町民のことも考えたら、管理者を便乗的に便乗してもいいんじゃないですか、管理者。

いわば超過勤務手当の対象外の、気の毒ですけど、私はそれぐらいの話し合いが内部でなされてもおかしくないと思うんです。過去にそんなことなかったんですか、そんな話まで進展したことないんですか。

私はそういうことを一つ一つとっても、本当にやる気あるのかなと、本当にこの重要性、時間外手当の感覚を、ただ出せば、まあ何とか今の議員の連中だったらパスするだろうと、そういうつもりで私はむしろ出してきてるんでないかなという気にはしてるんですけど、ちょっとお答え願います。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

率直に言わせてもらおうと、極めて心外な御意見をいただきました。実は私自身も職員時代に総合体育館、教育委員会にいたときでありますけれども、これは温水プールを5月に新築して5月にオープンするよとなったときに、私もいつとき、実は月額30万ぐらいの時間外やったことがあります。これはもう肉体的にもこれは大変きついものでありましたし、決してやりたくてやったわけではありません。

しかし、これは何としてもオープンに間に合わせなきゃいけないんだという、これは工期の関係もありましたから、これはやはり私は今回お願いしていること、さらにはことしの100年記念事業のことも含めて、これは職員がですよ、そんなざっくばらんな、先ほども言わせてもらいましたけども、ざっくば

らんな答弁をさせていただきますけれども、職員が日中ただらして、そして時間外手当が当たる夜になったら、ねじり鉢巻きで一生懸命仕事をしている、あるいは土曜、日曜来て、振替もしないで土曜、日曜も来て時間外をもらってる、仮にそんな事実あるとしたら、私のところにぜひ情報欲しいんですよ。これは私は厳罰に処したいというふうに思ってます。

私は、少なくとも職員を信頼してますし、本当に定数も減らした中で、しかも独自削減という形の中で給料も減らした中で、私は本当に頑張っていたいて業務を遂行していただいているな、こんなふうに思っているところでございます。そのことをまず冒頭申し上げておきたいというふうに思います。

それから次に、命令なのか申し出なのかと、こういうお話がございました。時間外勤務をさせるということは、これはもう最終的には命令であります。ただ、途中経過の中では、仕事を遂行していく上で、これは担当の方から室長に、きょうはこういうことで時間外をするぞと、せざるを得ないよと、こういう申し出というのはこれは事実あると思います。

しかし、実際それは室長が認めて時間外勤務をやったということであれば、これはもう間違いなく命令でありますから、これは法的にいったって、これは実際に働いてもらった時間については、これは命令であります、これは法的にも払わないということにはならないということでございます。

これは極論といえば極論がもしれません。しかし、これは争い事になったら、これはもう労基法で決まってるわけですから、これはそういう意味で私は明確に申し上げたんであって、ほかの組織のところの実例、実は6%しか8%というのは、私は掌握はしておりません。

しかし、ここは議会という公の場ですから、そこを私は容認する、あるいはそれに従って私もそういうことでやりたいということ

は、これは口が裂けても言えないということでございますから、決して私は法律を振りかざしてどうのこうのということではございませんけれども、少なくとも行政である以上は、法律を遵守しなきゃならないという立場にあるということもこれは事実でありますから、そのところはぜひ御理解いただきたい。

それから次に、除雪のことを含めて、じゃあ時間外を払わないで管理職の皆さん方が率先して、これ実はやっています。ことしの100年事業だってそうですよ。きのうはボランティアの要請しなかったということでもありますけれども、交通整理も含めて、まずは本当に管理職の皆さん方、これは課長を含めて室長を含めて朝から晩まで、本当に交通整理含めて、まさしく時間外手当も払ってません、これは。

これは厳密にいけばですよ、本来業務の例えば何々課の課長であれば、課の業務であればですよ、これは当然管理職の責務としてこれは払わなくてもいいと、これは明確になってます。

これは本当に事細かくいけば、100年記念事業で率先して出てやってもらったわけですから、これ本当に争い事になってですよ、通常の管理職業務以外の業務だということになると、これはひょっとしたらひょっとする答えも出てくるかもしれませんが、しかし、これは私どもの課長、あるいは室長含めて管理職の皆さん方、職員の皆さん方にも、おい、休みだけでも仕事に出てくれよという意味では、率先していろんな事業に、時間外も出ませんけれども、業務に当たっていただいているということでございますから、この点もぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） まあ、町長のおっしゃることはわかりました。ただ、私は本当

にここをもちろん言うべきではないんですけど、能力的な問題もあるのかなと、ある意味においては、これは言えないことです。

それと個人のモラルということで、町長がおっしゃるのもよくわかります。やはり全職員、部下を信頼をすると、これはもう当たり前前で、いかなる場合であってもカバーリングする、信頼をすることから、これが効率化のもとになるわけですから、ですけど、私はそのことが余りにも能力的な問題がある、そしてあわよくばこのことが加熱してこれだけの大量な超過勤務が発生するのであれば、本当に美しく言えば、健康管理の面で、また所管のそれを許可する人にも、私は責務が出てくると思うんです。このことが体調を壊したとなったらですね、むしろそっちの方が大きい問題になってくると思うんです。

私は決して払ったものを、私も払う必要ないと、60%カットだと、30%カット、そういう意図で言ってるのではないんです。やはりある程度、本当に重複してしまうんですけど、残業というのは目標を持ってやるというのも本当はおかしいんです。

本当はおかしいんですけど、これだけ財政が厳しい折には、ある程度目標の超過勤務手当とはこれぐらい、前年度、前々年度の対比として、ことしは何ぼ努力してもこれぐらいはやっぱり想定されるんじゃないかという目標を持つということは、これは大事なことです。

超過勤務というのは決して正しい労働ではないわけですから、この残業賃というのは本当に難しい、個人の意図的ということは言いたくないですし、個人の本当にモラルと信頼ということがなるわけですから、非常に難しい問題を我々一生懸命やりとりしてるんですけど、この辺をやっぱり、従来の課題であるこれをやっぱりもう一つ何とか逆に信頼、内部の信頼でこれを大きくやはり削減する、すべく、またはより一層仕事の効率を、逆にその削減した分だけ仕事の効率を上げるよう

な、この大課制をとったグループ制との機能を期待したいと思います。最後にちょっと決意のほどをお願いします。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今、最後に議員言われたとおり、平成17年に大きな機構改革をしたというのは、やはりそれまでややもすると縦割りということになっていて、仕事が一極集中みたいなことがありましたから、ぜひこれは仕事のフラット化をしたいんだと。

だからこれ私が就任したときに、一つの大きな目標に掲げました連携ということも掲げたわけでありましてけれども、これはまさく係内の連携、室内の連携、あるいは課の中の連携なんてこんなことは当たり前なことだと、もっと言えば、課を越えた連携をしながらですよ、時期的に忙しいということであれば、まずは室内で、担当のところを越えて室内でまずは応援態勢も含めて組む、そこでもおさまらなかつたら、もう課長の指示のもと、課の中での連携をしながらやっていくんだと、しかもできればそれが時間内で済めば一番いいことでありますし、そのことをこれからもぜひ追求をしていきたいなというふうには思っております。

ただ、本当にとりわけことしの分については、やはり仕事を分散するにも、なかなかそういう体制にもなっていなかったことも含めて、やっぱり渉外的なことがかなり多かったということもありますから、やっぱり一定の室長なり、これ室長というのは本当に時間外出てませんけれども、室長は一体どれぐらい働いたかのというのはちょっと聞いてませんけれども、やっぱり担当したが大変な思いをして采配を振るっていただいて、何とか町民の皆さん方にも喜んでいただけるような結果になったなということで、正直言って、私は感謝もしてますし、ほっとしているという思いであります。

いずれにしても、ちょっと余分なこと

を申し上げましたけれども、いずれにいたしましても、議員御指摘のとおりこれから先もやはり連携をしながら、こういった時間外なんていうことはできるだけ、健康管理の問題もありますから、できるだけ圧縮をしながら業務遂行に当たっていきたいというふうに思いますし、このことをまた引き続き、先ほど答弁しましたけれども、引き続き徹底しながら取り組みをさせていただきたいというふうに思いますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 人件費の残業手当のこのまた関連してなんですけど、以前に私も、加藤教育長が総務課長のときに残業手当の件でお話、質問させていただいたことありまして、町長の答弁も今と似通った答弁をいただいたところでありました。

そして今財政が厳しい中で、人件費を抑制したり経常経費を抑制するのは図っていかねければなりませんけれども、20年をピークに、来年度もベテランの職員の方の退職ということで、その後を穴を埋める職員の方がまた大変な御苦労があるかと思えます。

それで5名に1人という、5名の退職者に対して1名を採用という一応基本的な考え方がありましたけれどもね、その中で職員の重圧性で住民が8,076名という中で、今後の職員の定数管理のあり方というものをお聞かせ願いたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

人口について、議員お話しありましたとおり11月末で8,076人ということでございます。よく他町村で比較するとき、類似団体の人口に対する職員数ということの比較もされるわけがありますけれども、私どもの町について、直営で国保病院を持っていたりだとか、特養あるいは保育所、給食センター

も持っているということもあって、いわゆる町長部局、事務職の部分と、あとは教育委員会の事務部門だけでいきますと、私もそういうところ数字を気にしながら、気にしながらたらちょっと御幣ありますけれども、ほかの町はどれぐらいの人数なのかなというふうに思ったりもしてありますけれども、私は決して多い職員ではないなというふうに思っております。

ただ、そうはいても、これは昨日来いرونなどお話をしておりますけれども、ともかく17年からスタートしてます自律プランの中では、10年間、やはりつらいけども、職員を5人退職して1名しか採用しないということこれは内外に明らかにしているわけありますし、そして職員にも言っておるわけありますけれども、だからといって町長、人が減ったから仕事できないなんていうことにならないぞと、町民の皆さん方にはそんなことにはならないんだよというお話しつこいぐらいさせていただいております。

ただ、現実問題として仕事の整理もこれ以上はできないだとか、これ以上人が減ったら支障が出るよということであれば、先日もお答えしたとおり、仮に本当にそんな状況があるとすればぜひ言ってくれと、議論しましょうと、そのときにはまさしく内外に明らかにした自律プランの見直しということだって、場合によってはですよ、議会にもまたお願いをし、議論をするという考え方がないわけではないということも、これは職員の皆さん方にも申し上げているところでございます。

今のところ、具体的なそういうお話はいただけてませんから、つらくても何とか仕事をこなしていただけるものというふうに確信をしておりますし、もっと言えば、ことしの時間外の分については、これはちょっと余にも大幅な伸びという、ただ、これは特殊要因があるんだということでこれは御理解賜りたいなというふうに思っております。

ちょっと余分なことを申し上げましたけれども、今後の定員管理ということについて

は、もうしばらくの間は、5人やめて1人採用というこのペースでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 定員管理のことはよくわかりました。それでやはり今お話しあったように老人ホームだとか保育所だとか、特別な勤務を要するところってありますよね。そういう人手がやっぱり欲しいところは、やはり臨機応変に対応していただけるようなシステムづくりというのが、どうしてもやっぱり子供の教育とかお年寄りの世話とかというところには、臨時職員の方の負担のかかる部分も大いにあると思います。

そういったところをよく検討していただきましてね、職員の方もやはり人員が不足しているという声もあろうかと思えますし、この数字の中には、やはり職員の方のお金もそうでしょうけれども、やはりちょっと時間外勤務という悲鳴というものも聞こえてくるような気がします。そういうところをよく職員の方と検討していただきまして、今後の定数管理のあり方にもよく検討していただきまして、今後進めていただきたいと思っております。

以上です。

委員長（谷口二郎君） そのほかございますか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 先ほど4番議員さんが質問していたところに、町長が本当に顔色を変えて、時間外つない課長が一生懸命いろんなイベントを手伝っていたということだったんですけれども、私、松山千春のコンサート一つとっても、車とめたら、ここはだめだって、向こうへ行けと言われた人は一般の職員の人だったし、そこへ行ったときの車を整理していた人も一般の職員だったし、そして遠くから歩いて行って中、会館へ入って

券のもぎりをやっていた人も一般の職員の人たちだった、どこに課長さんたちが手伝っていたのか、まあ私が知らないところで手伝っていたんだろうとは思いますが、この券のもぎりぐらいは何か私でもできたかなと。

そういうイベントをやるに当たって、一般の人の公募してくれって、喜んで手伝いたいと思ってる人がいっぱいいるんだから、それなのにそれも一切やらず、一般の人でもできるような単調な作業のところに高い給料の人たちを充てているって、これをやりながらで仕事したからこれはお金払わなきゃいけないんだ、そんなことにはならないんじゃないかと。

一般の人で幾らでもボランティアで無償で手伝いたいという言ってる人がいる中で、職員だけが給料を多くとってこれをやったんだということにはならないんじゃないんですか。それについてちょっとどういう考えでいたのか、お聞きしたいんですよ。

私は何回も総務課へ行って、一般のボランティアを募ってくれと、私は喜んで手伝うから、無償で、それを無視してまでもこれだけの高い残業手当を出してくる、それは一体どうしてこんなことになったのかをお聞きしたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

この100年事業につきましては、実行委員会形式をとっております。先ほど来から町長等も申し上げますように、各団体等の協力をいただきながら、所属団体、それから町の事務局等々実行委員会形式という中での組織の中で動いたということがございまして、そういった中での時間外としての実態ということでございますので、御理解を願いたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 全く理解できないここですよ。そして一番時間外とっている

方は半年間で181万6,000円も、こんなに時間外働いていたら、次の日朝来たつてろくな仕事できないんじゃないかって。健康管理の面からでも、本当にこんな膨大な時間外を許しちゃいけないような気がするんですよ。

これだけいっぱい時間外やってきて朝来たつて、そんなちゃんとした仕事ができると思えない、一般常識から考えても。そしてだんだん覚醒してきて、時間外をつく時間になったら元気になってきて時間外をやっていくって、そういうような形になっていかざるを得ないような時間外手当の量だ。

今、1,140万ですか、これだつて、もしこの181万6,000円の人があるとしたら、大体そのうちの16%、約16%を1人で持っていくことになる、そういう試算も出てくるわけだから、やはり時間外については本当にもっと考えて、室長が権限を与えるということになっているけれども、室長というのは、やはり職員とすごい近いから、これ職員に言われたら断りにくいものがあるんじゃないかって。

ここはやっぱりその権限を課長に戻していくべきではないかな、そう考えますけれども、今後に向けて、時間外を許すのは室長ではなくて課長にその権限を持っていくということを考えていただきたいと思えますけれども、それについて検討をしていただけるのかどうか、お伺いします。

委員長（谷口二郎君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答えを申し上げます。

先ほど来、そのトップバッターばかりの議論になってございますけれども、決してそのトップバッター1人にすべてを任せたとということではございませんでして、時間数でいきますと、トップバッターは500時間ちょっとやっています。

それから、同じ総務課グループでございますけれども、そういったイベント事業関係で400時間とかという、おしなべて、特殊の

事業のために、時間数的にはかなりのハードな実態となっているのは事実でございます。

ただ、先ほど高道議員にも申し上げましたように、1人1人、給与体系が違いますので、働いたその時間帯の時間外の単価が違う関係上、トップバッターが180万というような世界になってございますけれども、決して金額ばかりではなくて、やっぱり時間数的に結構なもので、これはグループ的に動いているということでございますから、この辺は先ほどから御答弁申し上げますように、今後しっかりと室内の一層の仕事の平均化なり、室を越えての応援態勢ができないののだろうか、いろいろとそういった事業によってはもっと検討を加えながら、効果的に仕事がこなせるようなあり方というのは検討していかなくちゃいけないだろうというふうには思っていますので、御理解いただきたいと思えます。

委員長（谷口二郎君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 検討していただけるというので、本当にその検討に期待したいと思います。

私が昔視察したところで新潟県の黒川村というところがあってそこは基本的に残業手当は出ないというところだった。あそこは組合がなくて、町長以下全員の入ってる親睦会があってということで、特に職員の方から出すんじゃないで、上司の方からこれをやってくれといったそのときの残業手当は、たまにだけれども出るけれども、普通は職員の方からできないから残業手当なんていうのはあり得ないって、そうやって村を挙げて村の存続のために頑張っていた。そこは6,000人の人口だけど、人口が全然減ってない、そんな気構えがこの足寄町にも必要じゃないかなと。

残業手当を使うということは、要するに能力がないということにつながることで、その仕事をすることによってその給料をやっているわけなんだから、その時間帯にで

きないということは、その人の能力がないということになっていく、そうやってその村では考え方を持っている。足寄町も急にその考え方になれとは言わないけれども、やはりこれだけ人口が減ってきたら、そういうことを考えていかなければならないんじゃないかと。

ラスパイレス指数が98にもなった、十勝管内で上位1位のグループに入るぐらいの給料体系になっている、やはりこれは考えていかなければならないことだと思うので、本当に根性かけてラスパイレス指数上げないような形、町民がおかしいと思うような残業をしないような形に持って行ってもらいたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） その辺の問題は私ずっとわかってたんですけど、私この時間外の追加に関しては、議員のほとんどが、この数字、今までの過去の残業実績見て、皆さんは執行者に疑心暗鬼を抱いてると思います。

それで、過去にもごみ分別の関係で350万、年間残業やられた人おりましたよね。そのときにもこういう問題が起きました。そしてあのときも町長は、徹底的にこういうことを改善していく、ところが新庁舎まで待ってくれと、いろいろなことに関して新庁舎で逃げてきました。

それで今度、今まで一時残業は下がったのがまた上がってきたと、そういうことで過去のことを追及しても仕方ないんです。これだけ皆さん各議員が将来のこと、いろいろなことを町長に指摘されたり、課長たちにも期待かけていろいろ意見を言われております。それで今期はあと3ヵ月ですから、それまでにあなた方の姿勢を見せてください。どのように努力していったかね、きたか、そういうことを見せてください。

そうすることによって議会もそういうことは納得していくと思うので、やはりその辺こ

れから真剣になってこの対策にも取り組んでいっていただきたい。

たまたま今回の残業の件に関しては、町立病院が大変努力されまして残業をかなり落としていただきましたよね。ところがやっぱり一番中心で落とさなきゃならん総務関係、企画関係が落ちてない、ふえてると、そういうこともやっぱり町長もふだんの中で課の中で全員で協議し合って、これから町政の私たちが納得できることを3月までやってください。そういうことで期待しておりますんで。

委員長（谷口二郎君） ほか、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） それでは、最後、町長の方から。

町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

これは先ほど来から答弁してますとおり、今回の多額の時間外の補正のお願いをしているということでございます。

算出根拠は、先ほどもお答えしたとおり、今ある予算残額に昨年度の実績プラス、ファイリングシステムということもこれから、既にスタートしてますけれども、さらにまた本格化するということがあって、10%程度の上乗せをしているということでございます。

いずれにしましても、これを全部使い切って当たり前だなんて、そんな感覚は全く持っておりませんので、ともかくこれを極力圧縮できるような形で、先ほどと同じ答えになりますけれども、議会終了後の予算編成会議もでございますから、そのことも含めて、今回の議会の議論も含めて、さらに室長を頂点にしながら、いわゆる係長職であります主査含めて、時間外の縮減に向けては努力をする、そして減ったから仕事がおかしくなっちゃったら、これは論外でありますから、仕事もしっかりしていく中で、時間外の縮減にもお互い努めようということで頑張っていきたいというふうに思いますので、御理解をいただき

いというふうに思います。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） そのほかなければ、ここで15分休憩をいたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時11分 再開

委員長（谷口二郎君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

これより、歳入に入ります。項で進めます。19ページ、負担金。

「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（谷口二郎君） 国庫負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（谷口二郎君） 道負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（谷口二郎君） 道補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（谷口二郎君） 道委託金。

（「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（谷口二郎君） 財産運用収入。

（「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（谷口二郎君） 財産売払収入。

（「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（谷口二郎君） 寄附金。

（「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（谷口二郎君） 基金繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（谷口二郎君） 雑入。

（「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（谷口二郎君） 町債。

（「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（谷口二郎君） それでは、これより総括。

7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） それでは私の方から、現状の農業情勢、実態を踏まえた中でのちょっと質問、1～2点質問したいと思いません。

まず、私が先日、臨時議会で、ことしの農業情勢どうだろうということでお聞きした結果、まだ実態としては把握をしてないということでしたけれども、その後の動き

等について、町としてどういう実態を把握し、内容について今後の考え方があったかどうか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 休憩をいたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時15分 再開

委員長（谷口二郎君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

過日、国の方から出されました飼料高騰対策、あるいは燃油高騰対策、これを受けまして過日、支庁の方で説明会等がございました。

地元でその協議する場を設けて、1月31日までにその対策について申請をせよということになってございまして、きのう、地元のJAさん、あるいは私どもの担当者含めて集まって、この対応について協議をいたしたところでございます。

なお、詳細については、これから細部を詰めていって、国のその支援対策、どの部分が該当するのかも含めてこれは精査をしながら、遺漏のない形で対応していきたいというふうに思っております。

今現在、私が聞いているのは、飼料の値上がり分につきましては、国の方としては70%ぐらいの補てんというようなことも打ち出されているようでありますけれども、実態としては、これもこれから詰めさせてもらいますけれども、実態としては、農協の担当との打ち合わせの中では、実態としては6割ぐらいになっちゃうのかなという、そんなお話も途中経過では聞いておりますけれども、いずれにしても、これから1ヵ月ちょっとしかございませんけれども、精力的にそこら辺詰めて、その国の対策に乗っかっていきたいと、こんなふうに思っておりますので御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） そうですか、そういう意味では、農協との連携の中で最近そういった協議がなされてきたということのようでございますね。はい、わかりました。

それで、私も実は今年のこういった農業危機に対しての心配もございましてね、農協の管理者ともちょっと一部きょう話を聞きました。これは決してお願いされたとか何とかじゃなくて、私の方でそれぞれ心配な中で、どういう実態なんだろうということでお聞きした中で、今までの経過の中での農協と町との関係の中で、いろいろ対策が要望があったということの中に堆肥の関係、これは町長、一部の中でお話しあっかと思えますけれども堆肥の件だとか、それから大規模草地の更新の件だとか、それから配合資料の値がりの関係、当初、配合資料値上がった段階で、農協の方でも輪作体系を含めた耕畜連携の中でのデントコーンによる作付の要望と、こういったものも実はしてあったんだということであつたわけですが、全体見て、このことによるやっぱり来年度に向けた対策も含めての関連もあると思えますので、そういった中でのことが延び延びになってるというようなことも実は聞いているんですよ。

それで、いいとか悪いとかじゃなくて、そういった対策について、じゃあこの段になって、12月段階になって来年度に向けてどういう形で問題があるのかどうかということ、若干私から見れば、ある程度このデントコーン作付の関係だとか、そういったことについては、そのほかにも何か根菜類をつくるためのチューブによるサイレージといったことから、機械もそういったことでも考えを示してるんだというようなことも実はあるわけですが、こういった農協との関係の中でのやっぱりある程度のスピーディーなといいますか、迅速に対応する部分もあるのかなという気がいたしますので、そういった点に

ついてどのような形で動いておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

J Aさんの方から、今、議員がお話がありました、要するに農地に堆肥を投入して地力の増進を図っていきたいというこういう要望もいただいておりますし、さらにデントコーンの作付に対する支援、さらには大規模草地、これは指定管理者制度でやっておりますけれども、これは道営事業で一定の装置整備はやったわけでありまして、整備がされてないところの整備のことについても要望をいただいております。

今現在、農業振興室が窓口になってより具体的に詰めてくれと、とりわけ耕種連携のことも含めて、堆肥の有効活用については、私もこれはいいことだというふうには思っております。

ただ、中身をもっとももっと精度を上げてくれというお話をさせていただいております。端的に申し上げますと、今、地力更新のために堆肥を相当数、畑に入れてると、この運搬費について助成をしてくれということですから、私は、そうはならないと、少なくとも助成をするという分につきましては、公費を使うわけですから、税金を使うわけですから、これはやはりある程度完熟化した本当の堆肥を投入をしていくということではなければ、少なくとも生堆肥を入れればよいというものではないというふうに私も、まあ素人ですが、しょせんは素人ですが、そんな思いがしてございまして、これは私自身も、専務さんにも直接お話をしたこともございます。

この仕組みづくりをやっぱりしっかりしてくれと、そうでないと、私が自信を持って議会に対して予算提案はできないということでお話をして、支援することは決してやぶさかではないと、ですからそこら辺の仕組みづくりも含めてしっかりとやっていこうと、お互

いに協議してやっていこうということでやっております。

それから、デントコーンについては、これは国の支援対策にも肉牛農家、とりわけ肉牛農家が一番大きなウエートだというふうに思いますが、酪農家含めて自給飼料のこれを、自給率を向上させようということで国の支援措置も結構出てるんですね。ですから当然そこに乗っかっていけるものは乗っかっていくと。

ただ、ちょっとお話聞きますと、畑作のデントコーンというお話もありますから、これは耕畜連携の中でこれも仕組みづくりができないと、ただ単に品目を変えてデントコーン、おれ、ちょっとデントコーンつくりたいからここに支援ということには、私はならんというふうに思ってますから、これもそこら辺の耕畜連携の中でどう仕組みづくりをしていくのかということが大事だということで指示もしております。

それから大規模草地、これは先ほど申し上げたとおり指定管理者制度をやっているわけですから、これは年間の指定管理者としての計画をちゃんと立てるということになってますから、当然これが必要があれば、当然その分は必要な分というのは当然見れるということになってますから、これはちゃんと契約事項がありますからね、ここら辺もしっかりお互いに連携をしながら、どういう形がいいのかということもしっかりやろうということで、これは少なくとも今年度ということにはならないと、来年度に向けてそこら辺が耕畜しっかりできるのであれば、これは議会にも提案することはやぶさかでないというお話もさせていただいているということでございます。

今後においても、農協さんとしっかりと連携をとらせていただいで取り進めていきたいというふうに思いますので、具体化したならば、議会にも相談はしたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） わかりました。私の聞く範囲内では、やはり来年の経営に影響のないような部分での提案もあるのかなという気がいたしますので、そういった意味では、来年の早いうちにそういった部分できちっと連携をとりながら、緊急な対策というような形になるかと思っておりますので、そういった面では連携をとってやってもらいたいという気がいたします。

それと、特に一番影響があるのがこれは肥料の関係、町長御承知のように60%値上がりしたよということの中に、これ農協としても、とりあえず国の事業としての対策を、組合員にファックスの形で実は私にも来たんですけども、そういった形の中で補助制度もあるよということでは、今後やっていくんだろうと思っておりますけれども、その中でも、ちょっとこれ町長に提案すればよかったんですけど、見せればよかったんですけど、見せなかった分申しわけないんですけど、今回一番影響あるのは肥料だよということなんですよ。

それで、肥料に対して低減努力だとか、それから値上がり分だとか含めて、国なり道なりで予算が出たということの中に、私ぱっと見まして、やはり町も、できれば農協もというような形の中で補助しながら、昨年の肥料費ぐらいには抑えられるような仕組みにするようなことも一つの方法なのかなという気がいたしまして、そういったこともやろうと思えばやれるのかなという部分がございますので、細かく少し煮詰めていただいでね、そして検討してもらえたらなという気がいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。肥料の関係につきましてはその程度です。以上そういうことでしたら、少し来年に向けて早急に詰めていただくことをお願ひしたいというふうに思ひます。

それから、農業委員会の会長にお伺ひいたします。農業委員会は特に足寄の農業、基幹

産業である農業の実態、ことし大変な部分だよという中で、農業委員会としても、やはりことしの実態等踏まえながら、何か町なり農協に対しての動きというものがあるのかどうか、そこら辺もちょっとお伺いしたいと思えます。

委員長（谷口二郎君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（阿部正則君） お答えします。

農地行政は、特に経済的なことで支援するというわけにはいきませんものですから、出てきましたあっせん業務については、スピーディーに迅速にやるようにしておりますし、十勝の農用連、道の農用連を通じまして政策提言をそれぞれやっております。

WTO交渉なり、これだ飼料、燃料、肥料の高騰対策とか、そういうことの国に対しての要請も、12月の頭に道農用連を通じまして政策提言をしまして、何とかその要求を実現するべく運動をしております、特に町に対してどうのこうのという農業委員会としてのあれはありませんけれども、農地行政の中では、スピーディーにとにかく出てきた案件を解決していくというよう方法で今取り進めているところでございます。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） わかりました。それで確かにそういった部分もありますけれども、緊急のこういった緊急事態も含めた農業情勢ですよね、特にコスト高ということでございますので、そういった部分もやはり踏まえながら、農業委員会としても、やはり農協等の協議だとか実態だとかをきちっと踏まえていただいて、そして何とかそれを乗り切るといことも必要でないかと思えますので、その点も要望しましてお願いをしたいということでございますけれども、委員長お願いします。

委員長（谷口二郎君） 農業委員会会長、

答弁。

農業委員会会長（阿部正則君） 当然やはり離農者も出ますので、農地関係のことは、農協と密に連絡をとりまして、適正な処分の仕方をしていくつもりでございます。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） わかりました。私の方からは、その点について質問を終わります。

委員長（谷口二郎君） そのほか。

5番 木村明雄君。

5番（木村明雄君） エゾ鹿の被害について伺いたいと思います。

ことしの被害について、今までにどのくらいの想定をしているのかということが一つ。

2番目に、ことし今までにどれだけの頭数、捕獲頭数があったのか。それからハンターの人数はどのくらいなのか。

それから4番目に、ハンターの費用負担についてはどうなってるのか。これは上げる上げない、いろんなことがあったような気がするわけなんですけれども、その辺伺いたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 暫時休憩をいたします。

午後 3時28分 休憩

午後 3時29分 再開

委員長（谷口二郎君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

ただいまの質疑については、発言者より取り消しということでございますので、御理解いただいたようでございますので、補正予算にありませんのでね、それじゃあ、そのようによろしくお願いをいたします。

そのほか。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 歳入の諸収入で、21ページなんですけど雑入というところで、27万9,000円の金額は少額なんですけど、銀河線鉄道有価物売払収入となってるん

で、これは何の収入なのかなと。

同時に、歳出の方で工事予算見てこの金額を基金積立の方に計上してるものですから、総括でお聞きしたわけなんですけれども。

委員長（谷口二郎君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

レール・枕木等につきましては、入札で処分をしたわけでございますけれども、それ以外に、駅周辺で出ました鉄くず等が若干出まして、これ等のあわせて処分をしたということでの、少額でございますけれども、処分をしたという関係でございます。

それで、処分した財源につきましては基金管理をしてございますので、基金の方に積み立てるという予算計上となっております。

委員長（谷口二郎君） 総括、そのほかありますか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 公営住宅の建てかえ事業の関係についてお尋ねをいたします。

これは特段に繰越明許の関係もございまして、2条予算の関係でお尋ねしますので、総括でお尋ねをしたいと思います。これは繰越明許は1億9,044万強になってございまして、もちろんこの関係で先ほども理事者の方から答弁ありましたように交付金事業、9番議員の質疑の中でお答えしてますけど、問題は、その執行の方法について、本年度、平成19年、20年度等についての執行状況は、御案内のとおりで執行してるんですけどね、これは本年度、要するに本年度使えるように繰越明許もありますから来年度にかけて、入札は当然当該、つまり今年度、そのための繰越明許ですからね、このあり方について私、非常に疑義持ってるんですよ。疑義持ってる一つのポイントは何かというと、議会の議決権を逸脱してるんでないかという思いなんですよ。

だから1億9,000万強の予算ですよ、それを分割発注する関係で、例えば今19年度、20年度の状況からいきますれば、

設備・電気は一括なんです、3戸一括ね。

入札は個々なんです、今度。本体工事は個々って、非常にまれな状況で執行してるんですね。

そのことによって、1億9,000万もこの事業に同一時期に行われる、執行されるにかかわらず、議会の96条議決が不要となるんですね。このことは、たしか私の記憶では、昭和50年代後半ぐらいに、町有林の公団でない山林を売買したときに、財産処分の関係で同じような質疑が他の議員から出たんですよ。同一でその状況に処分すれば、当然議会の議決になるんですけどね、全くならないということではいかがなものでしょうかということがございました。

当然、昨年今の同じような状況で19年、20年ということで、これは今20年、21年ということなんですけどね、私、そういうことで果たしていいのかなという疑義があるんですよ。

執行の方法としては何ら法的には問題はないんですけどね、常日ごろ申し上げてるように、議会の権能と技研権の執行状況のことからいって、もう少しやっぱり丁寧に、かつ親切にね、結果として今予算を認めますでしょう、あとは所管委員会が工事のやってるところを見て、入札の執行状況を所管調査の段階で見せていただいて、ただそれだけしかないんですね。

私は、やっぱりもうちょっと丁寧にやったらよろしいのかなと。そのためには、要するに昨年度と今年度のような同じような執行では、私はちょっと危惧感を感じるもんですから、まずその状況についてどんなことを考えて今予算提案されてるのか、まず最初に、私、決めつけて物の言い方すると恐縮です、まずそういう思いがあるということ念頭に置きつつ、ちょっとどんな方法で執行されるのか、入札に付すのか、お示しをいただきたいと存じます。

委員長（谷口二郎君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

す。

今回の予算提案につきましては、同様の規模でもう既に建設がされていますし、設計も終わっているということで、従来単価等の見直しをして総額表示をして提案をしているということでございまして、では、入札のときにどうなるのかということだと思います。

正直申し上げて、入札に当たっては、来年度の年明けになりますけれども、それは指名委員会にかけて、分割するかしないか等も一定の協議をしながらやることになりますけれども、従来のやり方でいけば、議員御指摘のとおり建築主体については、3棟あるわけですから3棟の分離。

それと設備・電気については、それぞれ棟別にするると流末等で法で1ヵ所になってしまうものですから、どちらの責任の分野かって、いろいろなトラブルがありますので、12戸まとめて一括発注する、電気と設備についてはですね。そういった部分では5件に分けて、5物件に分けて従来は発注をしていました。これは平成18年からずっと同様の対応をしていたところでもあります。

それで、議員がおっしゃられている5,000万以上の議決権のお話かと思えますけれども、正直申し上げて、今年度当初に、昨年度繰越事業で実施をした、2月に入札をしておりますけれども、設計価格が約4,900万円ぐらいになります。

私どもは今、財務規則、法律、さらにはそのほかの法に照らし合わせて、5,000万以下であれば、1件5,000万以下であれば議決は要らないといったことで、この間対応しているところでもありますけれども、今御指摘の部分について、正直、従来のパターンで5,000万以下はという部分で、ちょっと若干安易に考えていた部分もあるかもしれませんが、今言えることは、予算は従来どおりの予算の要求でありまして、発注に当たっては、もう一度そういった法規範上の問題等々、一定の整理をさせていただきたいと思えますけれども、今どうするんだと言われ

れば、従来どおりで今の時点は多分いくんだらうなと。こんなだらうなでは困りますね、いくというふうに思っているところではありません。

以上です。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） いや、私ね、これずっと思ってるの。例えば常識論から考えて、単体の1物件ですると、一定の事業費入れると、今おっしゃってるように分離するもんですから、それを合算していくと、1物件そのものが、1戸の住宅そのものが全く我々の議決権の範疇内なんですよ。だけど今の従来やったような方法でいくと、分離するともうばらばらになるもんですから、議決外なんですよ。だけど私はこういう進め方ってどうなのかなと。

それが別途あるとすればね、例えば今議会でこれを求めている全体の事業1億9,044万3,000円なわけだから、それとあとまた交付金事業の歳入を見込んで、あと事業債ですよ。我々はやっぱりこれを一括ここで今議決をするということになりますれば、今度あと執行の状況がどうなるかということ、そして議会がもう全然関与できない状況になるのか、これが関心事なんですよ。

昨年、一昨年ですか、かなり低減な一定の業者が落札して、3戸1億減でやや1戸分に近い、7割かぐらいですか、予算が不用額出た経過ありますよね。私ね、この辺が非常に我々、私として難しい物言いの言い方なんですけど、本来ですとね、1億9,000万一括で要するに今の水回り、そんなもの一括になれば処理すると言うけども、よく考えてみたら変な話なんですよ、あんだ。

A業者にとってB業者にとってC業者にとって、そしてその水回り、電気が特定なD業者が水回りやって、C業者が3戸みんなやるわけですから、大型工事ならいざ知らず、この問題の一番キーが西小学校なんですよ、副町長ね。あれ一括だったんだ、全部今までは。西

小学校から分離発注したんですよね。

あれだけ事業が大きくなりますればね、あるいは今執行してる屋体、足寄小学校の屋体工事になりますれば、まあ大体理解の範疇内かなと、物件が一つなもんですから、箱物が一つだから私は、だけど今公営住宅そうじゃないんですよね、今。説明しなくたって、所管委員の皆さんならみんな知ってるし、もちろん執行者はもちろん知ってるから、どうもやっぱりおかしいなと。

それでね、それでは全部1物件として入札に付したらどうなんだと、何の問題ないですね。そしたら堂々と、予定価格が幾らになるか知らんけど、予定価格になれば、その範囲内であれば議会議決になるんですけど、当然この額ですからもう議会の議決になりますよね、(不明)する方法もありましょうし、その辺が、そしてなおかつ、9番議員の物言いを借りていただければ、みんなで仲よく一つずつ分け合っていると、そしてA業者はA物件に集中して入札する、C業者はB物件に力入れると、D業者はE物件に力入れるって、こんな感じでね、そして結果として仲よくみんなで分けてとった、あとの電気関係は、工事ボリュームからいってR業者が全部水回りをとって、Z業者が電気工事をみんなとってと、だけど実際考えたら不可思議な話なんですよ。

やっぱり住み分けして、今いろいろ官製談合問題大きくなっておりますけどね、地元発注はもちろん結構でございましょうしね、だから僕、やっぱり方法としてはもう少し明朗的に、議会の議決権もあわせてね、そういう一つの発注サイドの手のうちにあるわけですから、だからそれはやっぱり誤解の招かない方法なのかなというそういう思いをしてるんですよ。そういう思いしてるの。その辺はやっぱり執行者としても考えどこなのかなと。

前々年度前のように一部業者が落とすと、普通は入札だから、そんなもの別にあってあり得る話ですよ、官製談合以外は。あり得る

話ですよ。けども大体私の頭の中にはずっとこう、今、建設工事の仕事のない時期ですから、だから地元を受注していただくのは結構と、あとは問題はやっぱり、さりとて、きょうの議会の答弁で町長がいみじくも時間外手当の問題で労基法の問題をおっしゃったように、やっぱり法規範はやっぱりきちんと遵守しなくちゃ、やっぱりね、どうもいびつだなと私は思うんですよ。

だけど皆さんがいいということでだれも言わんから僕黙って、前はそのとおり黙っていましたがね、僕はいかがなもんなのかなって、議会議員としてやっぱりそのことはやっぱりこのまま許容すべきでないかなと。受注するのはもちろん地元発注、地元の方で結構ですしね、その方法をやっぱりもう少しオーソドックスにやるべきでないだろうかという思いあるんですよ。

今の段階で副町長の、町長ももちろんそうでしょうから頭の中には、先ほどの答弁からいくと、ほかの選択肢はなくて、これから指名選考委員会をやって発注するって、手法は前年度踏襲と考えるとらっしゃるんですけども、私はやはり議会議員として議会として私はいかがなもんだらうかと。

一步譲って、一步譲ってですよ、これは入札の結果は情報公開で全部わかるんですね。それじゃ一步譲っても、入札の方法もあるんですよ、入札の方法。私が聞いたことに間違いがなければ、同時入札してるんでないかと思うんですね。1号、2号、3号物件、あと分離のあれとこれ同時入札、どんと。

本来ならば、普通の民間だったら、民間だったらね、1号物件入札する、予定価格に達しました、何々建設様、最低価格4,300万ですといったらさ、設計も仕様もみんな同じだから、もう。別なら別ですよ。それじゃ次の札入れるのは、4,300万で落札したわけだから、予定価格に達したら、次の入れる業者はそれから下回って入れるですよ、これは通常だったら。そうでしょう、落札する気だったら。

このことは、応札したときに予定価格に達しないということで、まず第1回の入札が不落になる場合あるでしょう、そして次に最低価格が出ますよね、入札価格に達しないんで2回目入札執行しますったら、次に応札する業者は最低入札価格より下回って入れるわけだから、もう上回ったら即一発だめですからね、それと同じ原則を一步譲っても、正規にやるんならそうやるのが至当でないかなという思いはするんですよ。

私はやっぱりそのぐらいのやっぱり業者受注、地元の業者にも仕事、当然もうよそへ広げないわけですから、あの規模だと思っただけで地元で十分できるわけですから、あとは入札執行はやっぱり納税者サイドに立った物の見識の中で執行の手法を考えるわけですから、そうするといろんなマスコミ報道であるようないろんな、私はよくわからん、公正取引委員会言ったのはそのとおりだと認識してますけどね、それを報道機関は報道してるんだから、だから町村でいろんな形で出てますよね、残念ながら首長さんとかいろんな方がね、悲しいことだなと。

業者も仁義がないなと私は思ってるんですよ。すぐげろするんだよ。昔の日本武士なら腹切るんですよ、もう、げろする前に。貞操観の強い女性なら舌かみ切るんですよ、乳房に短剣刺して死ぬんですよ、げろしない前に。最近それないんですよ、やっぱりね。私はそれだけに、やっぱり今の社会情勢からいって執行者がやっぱり毅然とした方法をね、私はやっぱりとるべきだなと。

やっぱり新潟県の状況、入札状況をね、私どもやっぱり私自体も、競争原理が働いてるのか働いてないかと言ってみたって、出た入札の執行率、所管委員会でいただいても、声を大にして(不明)の業者の幹部の方がおっしゃってました、去年。

ちょうどたまたま鈴木宗男氏が選挙遊説に来られて、どこかあの辺の道銀のあの周辺に集まったとき、たまたまそこへ私が行ったとき業者の方がお見えになって、どうですか最

近はと言ったら、いやあ、もう土建も開発ももう入札執行が85とか、厳しいですっておっしゃってました、大変ですってね。

そして今システムも相当変わってますでしょう、もう天の声もなければ、そういう状況になってるんですよ。だからやっぱりね、行政も毅然としてやっぱりそういうものはそういうもんでね、よそに発注しないわけだ、地場に発注するわけですから、やっぱりその辺の執行のあり方を、私はやっぱりそれは大体は小学生的な発想で大体解決できる執行の方法かなと、私は私の頭の中で考えて、何も私は能力なくてもその程度は考えるんですよ。

インターネットで新潟県とかいろいろとりましたよ。だけどうちの町にそれをきちっと当てようたら、やっぱり議会全体の総意ということもありますしね、なかなかそれは私はちょっと無理かなと、だけど一度ぐらいは提言してみたいもんだなと。場合によってはね、課徴金をあれでしょう、裁判所判決で課徴金納める業者も出てくることありますでしょう、一定の入札、落札率にその分の(不明)換算の数字計算みたい、そういうことになってますよね。

私はそれだけやっぱり今一般の経済が冷え込んだりいろいろなことで、先ほども時間外手当の額見て私もちょっとびっくりしましたよ。額もびっくりするというより、それだけ体がもつかなって。そういうことも相あわせてね、やっぱり相当びりびりしてるんですよ、やっぱりね、皆さん方も。

したがって、やっぱり行政の執行する方もね、やっぱり前年度踏襲ということではなくて、時代に即した方法をやっぱりきちっと模索して、やっぱり執行すべきだなと私は思うんですよ。

だから恐らくこのまま黙って質疑をしないでいたら、前年度踏襲になるんだろうなと。ただ、私は所管委員の委員としてもね、あえて1人ぐらい力説しても、多数決議論ですから、私はあえて主張しません。今、私個人

の、1議員として私の所見を述べて質疑をさせていただいているからこれは自由ですからね、どうぞひとつ理事者、私の今の一つの執行のあり方について御答弁をいただきたいと存じます。

委員長（谷口二郎君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） まず、5物件に分けて分離発注をしているということで、それをまとめて発注すれば、一定の競争力も含めてそういった入札が行えるんでないかといったことは、当然それぞれの対応の仕方によってはあり得るというふうに思っています。

それで、私どもが一番こだわっているのは、今回約1億9,000円万、端数はつきまますけれども工事費、これを5件に割ると、建築主体工事というのは約5,000万以下になるんです。

それで議決案件でなくなるということでありまますけれども、その前提が、議会議決を得ないがためにやっているというんでなくて、1億9,000万一本工事で発注した場合には、建設業法的には特定建設事業の資格を持った業者でなければ発注できないということで足寄町で私どもに指名登録をしている地元企業でいけば3社ほどあります、特定建設事業。当然財務規則上5社以上の入札になっていますので、よそから業者を探してきての入札になると。

結果は当然入札でありますから、それはやむを得ないということになるんでしょうけれども、ただ、これが先ほど言ったように5物件に分けた場合、建築主体が5,000万割るわけで、そうすると下請に出す工事費の上限というのが建設業法で決まっています、その額からいくと、一般特定建設業の業者でもいいということで地元業者すべてが参入をできると、指名登録業者ですけどね。

そういった形の中で私どもの政治判断としては、やっぱり地元業者に指名機会をふやすべきだといったことで、当然地元業者でできる工事費で3件に分けた方がというのが一つ大きな分ける原因の一つになっています。

もう一つ、じゃあそれぞれに分けたら割高でないかということもあるんだと思います。ただ、経費的には、全体5物件一括まとめた諸経费率等々をあえて採用しておりますので、分割しても設計金額的には1件でまとめたのと同じ金額を案分かけて割っているところであります。

当然すべてとれば、3件とればその経費でできるという判断をして、こういう形にしますけれども、そういったことでその部分で決して私どもが不利にはなっていないということをやっているところでもあります。

ただ、今、入札制度の問題についても御指摘をいただきました。本当に競争力働いているか否かというのは、数字でしかわかりませんので、平成19年度の最初にやった公営住宅、本当に97%というような数字で落札を実態として知っています。

それじゃあ同じものがその後一体幾らでいったら、やっぱり90%以上の数字で20%程度差が出ているわけで、だからこういった違い等々も御指摘をされているとおりでありまして、たまたま年明けが入札の指名願いの見直しに2年、隔年なんですけれども、見直し期間になっているということと、この間、議員が御指摘のように、入札制度に対する公取も含めていろんな部分で指導がされて、総務省の方からもいろんな文書流れてきます。

そういった中では、町村も将来的にはやっぱり総合評価制度を導入すれだとか、今の入札制度のあり方、指名競争入札のあり方について、いろいろな通知文書等々もいただいておりますから、年明けには、来年度の指名委員会の冒頭でそういった部分の決着をつけたいということを考えているところでもあります。

それで、20年度からは例の事前公表というのを取りやめておりますし、そういった部分では若干の数字は下がったと、ポイント的には下がったということで総務委員会の方にも御報告をさせているかと思っておりますけれども、そういったやつに加えて、さらに上級官

庁等々も、いろんな部分で入札制度のあり方等々については今議論が巻き起こっているところでありますから、私どもも、田舎町でありますけれども、そういった制度で適用できる部分については反映をしていきたいということで、今後対応してまいりたいというふうに思いますので、御理解を願いたいと思います。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） これ以上、大体答弁の限界だね、その辺がね。そこでただ一步譲ってもという議論しましたね、私ね、一步譲ってもそれはそれでよしとしていいと、わかったと。特定建設の問題いろいろ出てましたね、当然承知の上でお話ししてるんですよ。

私ね、ただ一番、こういう公の席で議論して担当関係者に不利益あるとき、発言するのに非常に勇気要るんですね。だけど私はやっぱり公人としてそれはもうめり張りつけてね、たしか今地元で発注するということを申し上げると、発注のあり方は納税者サイドに立って、今の状況を踏まえて考えるべきだと。

それともう1点は、やっぱり議会の権能としてね、その状況から見ても、最近、私、財務規則ちょっと勉強しておらんですけど、かつて例えば課長決済権限の額をね、それを脱法行為というか、分割して執行するんですね、だからこれらの決済要らないもんですから、それはやっぱり行政行為の時期等から勘案して完全に脱法行為だって、きちっと見る者が見たらわかるんですね。あってはならんよと。

今、私がここで論じてるのは、やっぱり議会も96条上議決あるわけだから、それを明らかにね、そのことによって要するに2事業外して3物件を同一発注するなんて、一定の議会の議決要件いらん工事額になってしまうもんですからね、だから一步譲っても、それじゃあそれでわかったと、一步譲っても、入

札の執行の方法についてだってあってしかるべきでないかということをお願いしてる。

そのことについてあなた明言しないんだよね。明言しない、答弁しないと。あとは難しい話はわかった、理解の範疇内で。一步譲ってという議論からいったらどうですか、それ。答弁してみてください。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 私の方からお答えをさせていただきます。

先ほど来から副町長が答弁させていただいてるとおり、これまで過去2年間については、それぞれ分割して、3棟12戸の分については分割して発注をしてきたと。

たまたま初年度については、同一業者が3棟ともとったということでございます。今年度につきましては、それぞれ違う3業者がそれぞれ落札をして実行しているということでございます。

これは一括発注か分割発注かというのは、これは先ほどの矢野議員さんとの答弁のところとも関係あるわけでありまして、私の思いとしては、ほとんど個人入札の関係については、すべてもう副町長に任せてありまして、私は余りかかわってないわけでありまして、ただ、これだけ厳しい経済情勢、とりわけ公共事業がどんどん減ってきているということがありますから、できるだけ受注する機会、すなわち入札に参加できる機会を多くとりたいというのが私の思い。

さらには、地元でできる工事であれば、できるだけ地元の業者で、しかし、そうはいつでも法規制なんかもありますから、これは範囲内の中でそういう対応をしていきたいなと、こんな思いであります。

そこで、今、高橋議員からより具体的にお話がありました。しからば、一括発注でないとするれば、入札の当日の執行のあり方、これは物件ごとに執行する、これも一つの方法だというふうに思いますから、そのことも含めて、今回繰越明許で上げておりますこれの実行に当たっては、一括発注がいいのか、あ

るいは従来どおり分割発注をするのか、仮に分割発注にするとすれば、またその入札執行のあり方、物件ごとにやるということも含めて、これはトータル的にまた検討させていただいて、実行段階までにはしっかりと検討した上で実行に当たっていきいたいというふうに考えてますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（谷口二郎君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） こういう種の議論を積み重ねていくときには、やっぱりこの際だから明確にお話ししないと、いろいろな話がひとり歩きする傾向あるんですね。

まず私が申し上げてるのは、この問題について一つは、議会の議決権能からいって、しかるべき執行のあり方があるんでないだろうかという観点ね。もう一つは、地元業者に発注するということなら、何らもう異論なく問題ないわけですから、その辺はまず明確に申し上げておきたいと。

それからもう一つ、受注の機会をふやすためにそれじゃあ1物件を出すんなら3物件、これは一步譲ってよろしいでしょうと言ってるのさ。要するに従来の5物件方式だね、それでは一步譲って、それじゃあ入札のあり方等についていかなもんだらうかと、こういう提言を申し上げてるから、このめり張りだけきちっとしとかなないと、もう話だけひとり歩きしてね、最近、世の中物騒になりましたんで、34年前の犬のかたきもとる人が出るくらいだから、ましてや目先の経済の中で、私もどっちかというとそのタイプですけどさ、大体小学校1年生からの記憶ほとんど残ってますからね、世の中物騒ですから。

この辺は公の席だから明確にきちっと言っとかないと、変に誤解されて変に話が伝わっても困りますんで、高橋幸雄、何か業者が倒産することを進めたいな、阻害することを言たって。えてしてあるんですよ、私、長い議員生活の中で。困ったら執行者も、ああ

言ったのは議会でだれ言った、結果的に固有名詞が出るんですよ。

私はやっぱりそれは正統的な行政行為であれば、だれがどの議員が言おうと彼が言おうと、めり張りつけてきちっと毅然として私は執行すべきだと思うんですよ。これは基本的に納税者サイドに立った目線です、やっぱりね。そのことを申し上げて、一言だけ最後の決意ひとつ、この予算質疑なもんですからさ、物言いを言ってそれで終わるなんていうことにならないんですよ。その辺は誤解のないように、誤解はありませんでしょうね、私の考え方、分割して申し上げましたけど、よろしいですか。

委員長（谷口二郎君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず発注の方法、どちらかをとるかをしっかりと検討させていただく。分割して発注をするということで選択をした場合については入札の執行、これは物件ごとに分けて入札を執行するという方向で検討させていただきたいということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

延会宣告

委員長（谷口二郎君） それでは、質疑中でございますけれども、お諮りいたします。

本日は、これで延会をしたいと思いたすが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（谷口二郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

午後 4時00分 延会

